

弟子屈町 次世代育成支援地域行動計画

子どもたち一人ひとりの輝きを育むまち てしかが



平成17年3月

弟子屈町



はじめに

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つことは、親にとっても社会にとっても大きな願いであります。

しかしながら近年、出生率の低下や離婚率の増加、核家族化などによる少子化の急速な進行が深刻な社会問題となっております。

このため国は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定、市町村においても行動計画の策定が義務付けられ、国をあげて子育て支援対策に取り組むことになりました。

こうした中、弟子屈町でも、子どもたちの健やかな成長を願うとともに、子育てを行うことに喜びを感じながら、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを一層推進したいと考え、「弟子屈町次世代育成支援地域行動計画」を策定しました。

本計画では、「子どもたち一人ひとりの輝きを育むまち てしかが」を基本理念とし、子育てを地域全体で支えることにより、ゆとりをもち楽しんで子育てができるまちづくりを目指しています。

今後はこの計画に基づいて、子どもたちを支えるための諸施策を推進し、その実現に取り組んでまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様、そして弟子屈町次世代育成支援対策地域協議会の皆様並びに関係機関の方々に心より感謝とお礼を申し上げます。

平成17年3月

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

目 次

．計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の背景及び目的	1
1-2 計画の対象	2
1-3 計画の期間	2
1-4 関連する計画と位置づけ	3
1-5 計画の策定体制	4
．子どもと家庭を取り巻く現状と課題	5
2-1 少子化の動向	5
2-1-1 人口の推移	6
2-1-2 出生数と合計特殊出生率	7
2-1-3 婚姻率・離婚率	8
2-1-4 未婚率	9
2-1-5 第1子出生時の母の平均年齢の推移	10
2-2 子育て家庭や子どもの状況	11
2-2-1 世帯の動向	11
2-2-2 就労状況	12
2-2-3 産業・雇用の状況	14
2-2-4 園児・児童・生徒数の状況	15
2-2-5 子ども・子育てをめぐる問題の動向	17
2-3 アンケート調査のまとめと課題	19
2-3-1 アンケート調査の概要	19
2-3-2 調査結果のまとめと課題	20
．計画のめざすもの	31
3-1 基本理念	31
3-2 基本目標	32
3-3 施策の体系	33

. 分野別施策の展開 -----	35
4-1 ゆとりをもって楽しく子育てができるまちづくり -----	35
4-1-1 親や子どもの健康の確保・増進 -----	35
4-1-2 子育て家庭への支援 -----	41
4-1-3 支援を必要とする子どもと家庭への支援 -----	49
4-1-4 仕事と子育ての両立支援 -----	56
4-1-5 子育てを支援する生活環境の整備 -----	59
4-2 子どもがのびのびと育つまちづくり -----	61
4-2-1 子どもの健康の確保 -----	61
4-2-2 子どもの健やかな成長に資する環境の整備 -----	64
4-2-3 子どもの安全の確保 -----	71
4-3 子どもと親の笑顔をみんなで支えるまちづくり -----	73
4-3-1 子育て地域ネットワークづくり -----	75
4-3-2 地域社会における子育て支援体制の整備 -----	76
4-3-3 安全・安心の子育て社会づくりの推進 -----	78
. 目標事業量 -----	79
5-1 ゆとりをもって楽しく子育てができるまちづくり -----	79
5-2 子どもがのびのびと育つまちづくり -----	79
5-3 子どもと親の笑顔をみんなで支えるまちづくり -----	79
. 行動計画の推進にむけて -----	80
資料編 -----	83
1. 近年の少子化・子どもに関する動き -----	84
2. 児童の権利に関する条約のあらまし -----	88
3. 用語の説明 -----	89
4. 弟子屈町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱 -----	100
5. 弟子屈町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 -----	102



計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景及び目的

背景

子どもは社会の宝であり未来への希望です。ところが、日本の出生率はここ30年間、長期低落傾向を強め、世界最低クラス、高齢化率は世界最高水準に達し、人口減少時代が目前に迫っています。

平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によると、従来、少子化の主たる要因であった晩婚・非婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

急速な少子化の進行は、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくくなるという問題をはじめ、今後、我が国の社会経済全体への深刻な影響が懸念されています。

こうした少子化の流れを変えるため、国では、平成14(2002)年9月、子育て支援策をワンステップ高める「少子化対策プラスワン」を策定し、子育てと仕事の両立をめざして保育サービスの充実を進めてきたこれまでの取組に加え、専業主婦家庭を含む全ての子育て家庭を支援することを最大の柱としました。

さらに「少子化対策プラスワン」で展開する施策の実効性を高めるため、

平成15(2003)年、次世代育成支援対策推進法、少子化対策基本法を

制定し、地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付け、改めて国、地方公共団体、企業等が一体となって、従来の取組に加え、もう一段の対策を進めることとなりました。

「少子化対策プラスワン」のポイント

1. 「男性を含めた働き方の見直し」
2. 「地域における子育て支援」
3. 「社会保障における次世代支援」
4. 「子どもの社会性の向上や自立の促進」

目的

このような流れを受けて、本町では、子育てと子育てを地域全体で支えることにより、ゆとりをもって楽しんで子育てができるまちづくり、子どもがのびのびと育つまちづくりをめざし、次代を担う子どもの育成支援に係る施策を推進するために「弟子屈町次世代育成支援地域行動計画」を策定します。

1-2 計画の対象

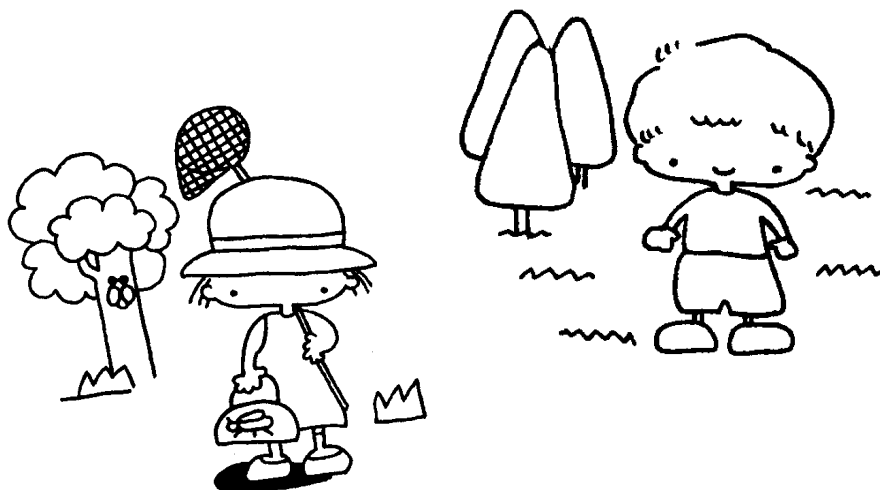
この計画は、おおむね18歳未満の子どもとその家庭、行政、地域、事業者などすべての人を対象とします。

1-3 計画の期間

この計画は、平成17年度から5年間を前期計画とし、その前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行ったうえで、平成22年度からの5年間を後期計画として定めることとなります。

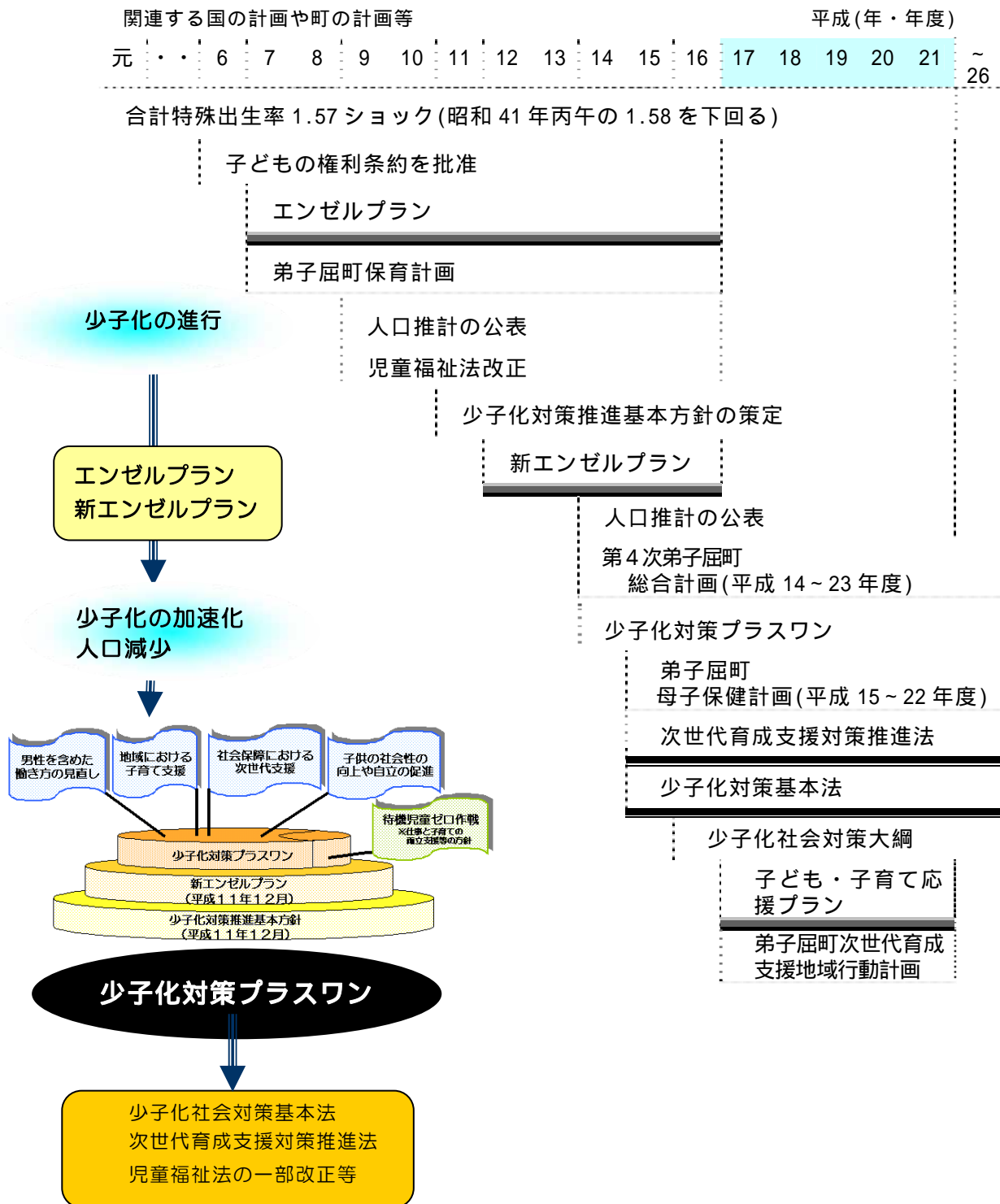
前期計画

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	後期計画				
				計画の見直し	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度



1-4 関連する計画と位置づけ

この計画は、推進法第8条第1項に基づき、国の行動計画策定指針を踏まえ策定するものであり、弟子屈町母子保健計画及び弟子屈町保育計画を包含し、第4次弟子屈町総合計画などの関連する他の計画とも調和が取れたものとする。

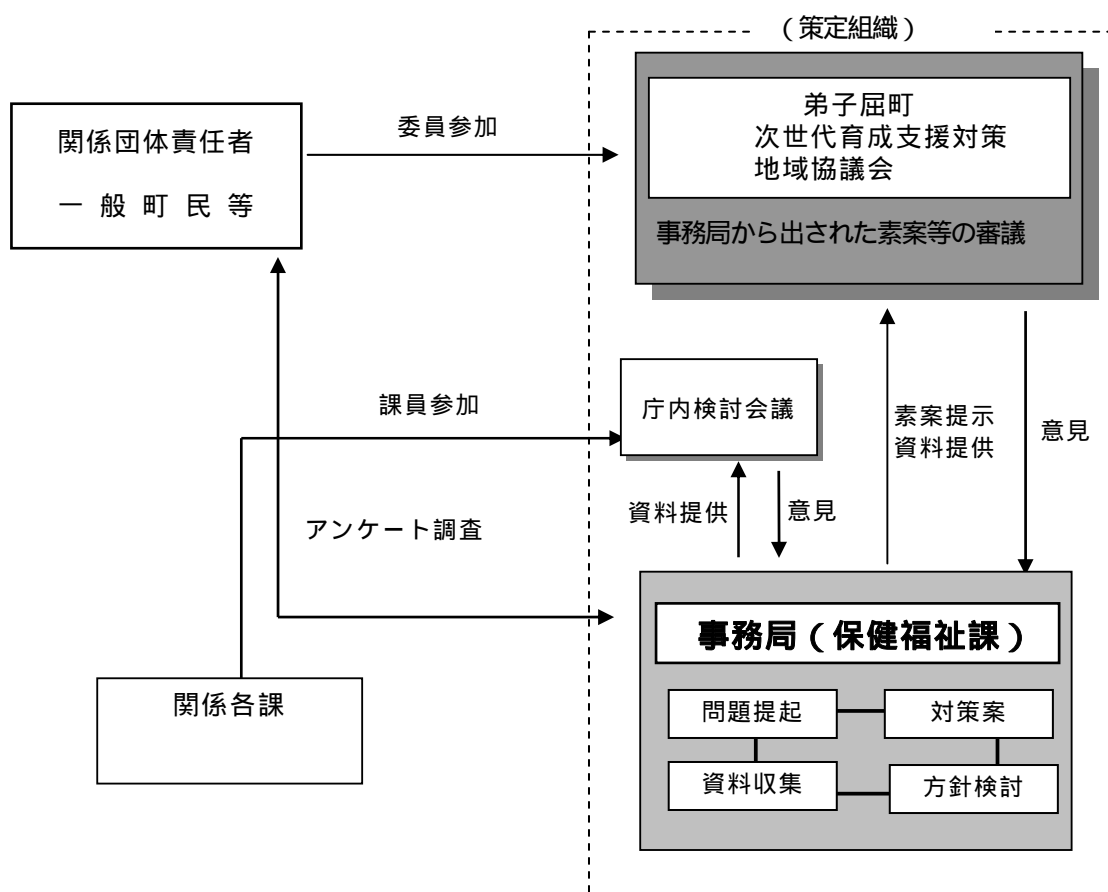


1-5 計画の策定体制

計画の策定にあたり、子育て家庭の的確なニーズの把握と課題を明らかにするため、「弟子屈町次世代育成支援行動計画を策定するためのアンケート調査」（平成15年12月）を行いました。

計画策定については、関連団体代表や住民代表からなる「弟子屈町次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、策定しました。

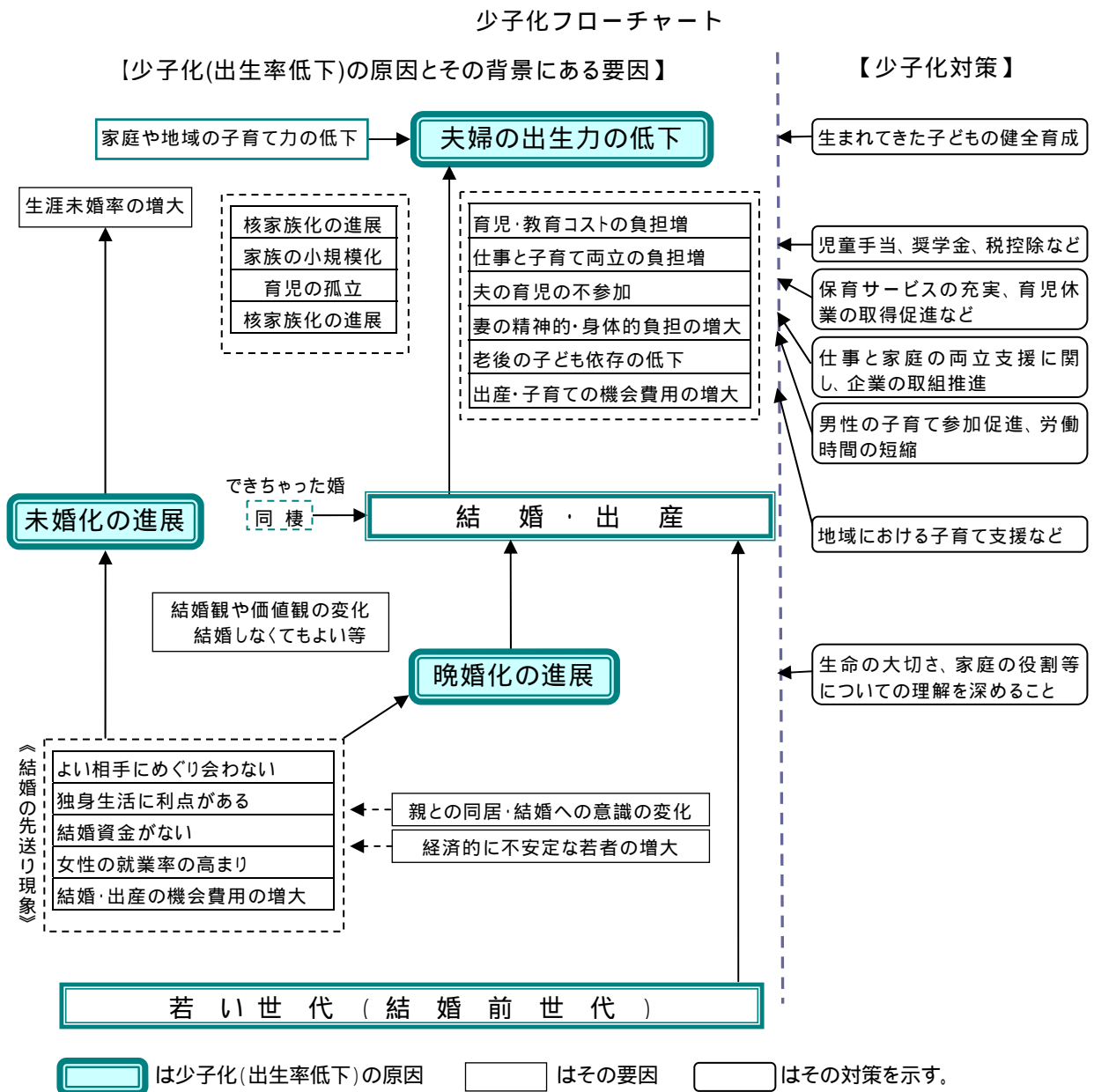
計画策定等体制



子どもと家庭を取り巻く現状と課題

2-1 少子化の動向

少子化の原因とその要因及び少子化対策のイメージを図で示すと、次のようになります。



出所；内閣府「少子化白書(平成16年版)」

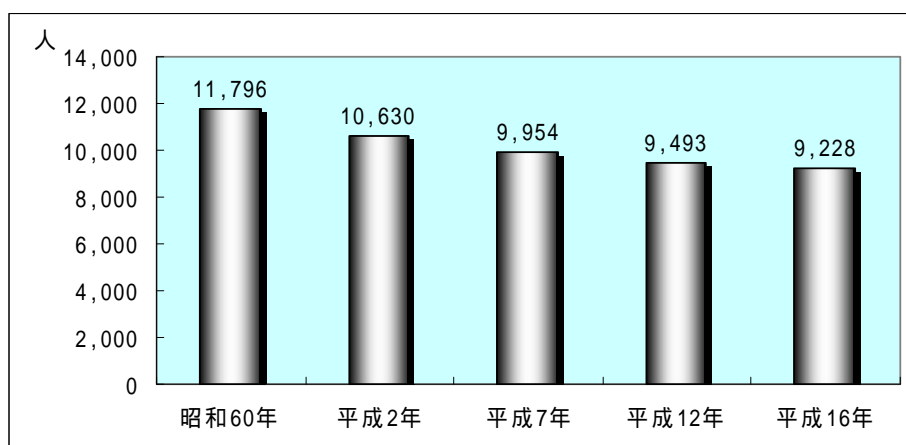
(注)；「出産・子育ての機会費用」とは女性が出産、育児で職業に就く機会を失うことで損じる費用。

2-1-1 人口の推移

(1) 総人口の推移

本町の人口の推移を、国勢調査のデータからみると、昭和35年の13,262人をピークに減少を続け、昭和55年には12,206人と一時的には回復の兆しを見せたものの、昭和60年以降減少を続けています。

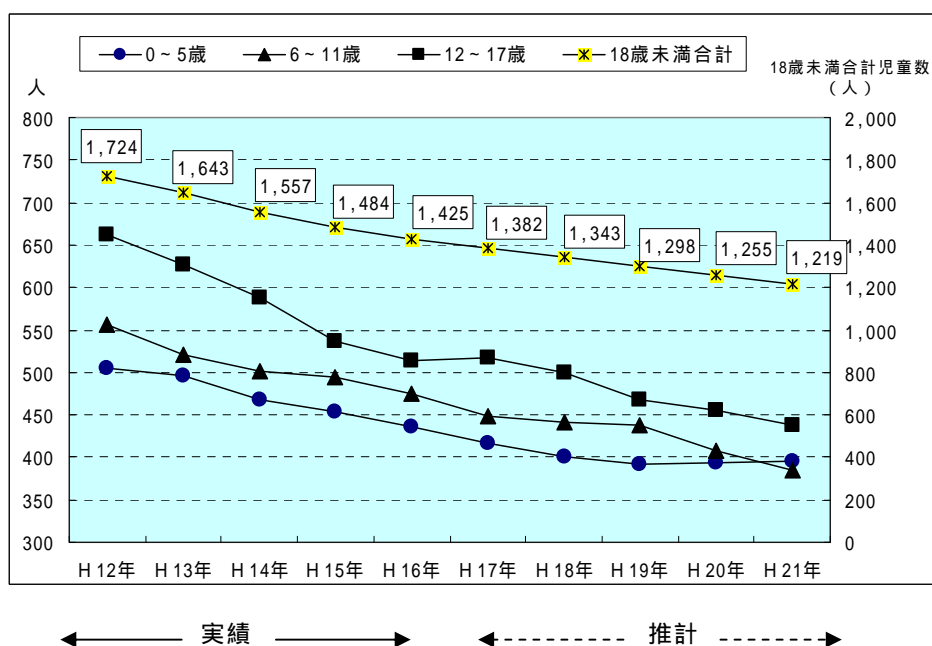
人口の推移 (国勢調査、平成16年：住民基本台帳4月1日)



(2) 児童人口の推移と将来予測

本計画の対象である18歳未満児童数は、0～5歳、6～11歳、12～17歳とも減少し、平成16年4月1日現在で1,425人の実績ですが、平成21年には1,219人になると推計されます。

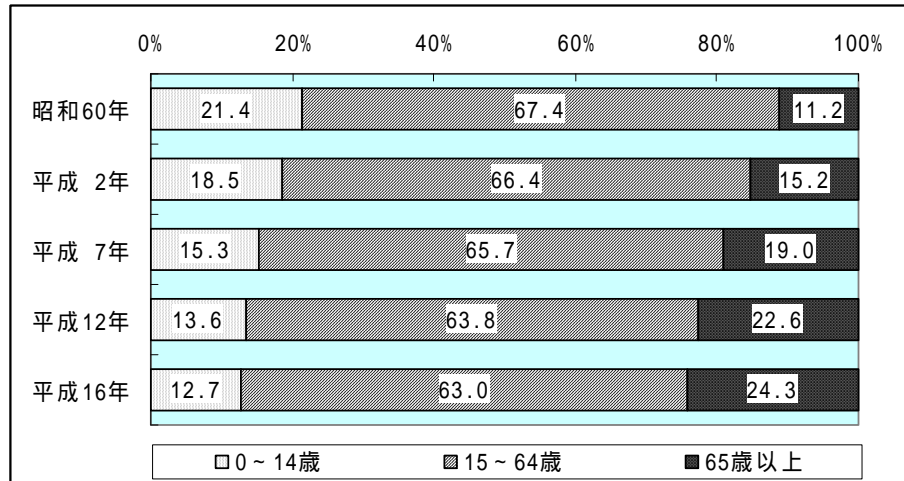
児童人口の推移と将来予測 (実績：住民基本台帳各年4月1日)



(3) 人口構成比の推移

人口構成比の推移をみると、0～14歳の年少人口の割合は低下を続け、反対に65歳以上の老年人口の割合は上昇を続けています。

人口構成比の推移（資料：国勢調査、平成16年；住民基本台帳4月1日）

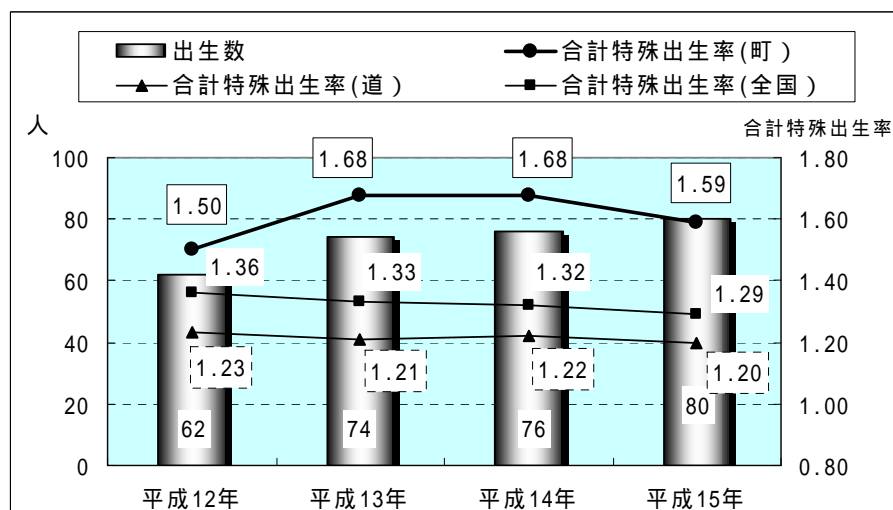


2-1-2 出生数と合計特殊出生率

(1) 出生数と合計特殊出生率の推移

本町のここ数年の出生数をみると、平成12～15年の間は、出生数、合計特殊出生率ともに高い傾向にありました。これは、出生率の高い25～34歳の女性が、昭和46～49年生まれの第2次ベビーブームを中心とする世代であったことによるものと思われます。

出生数と合計特殊出生率の推移（資料：町保健福祉課、国勢調査）



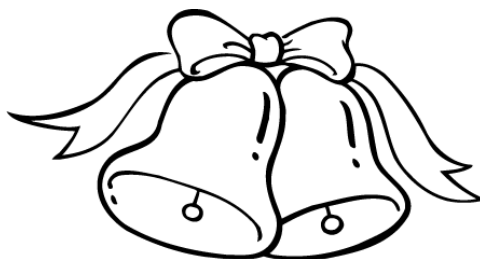
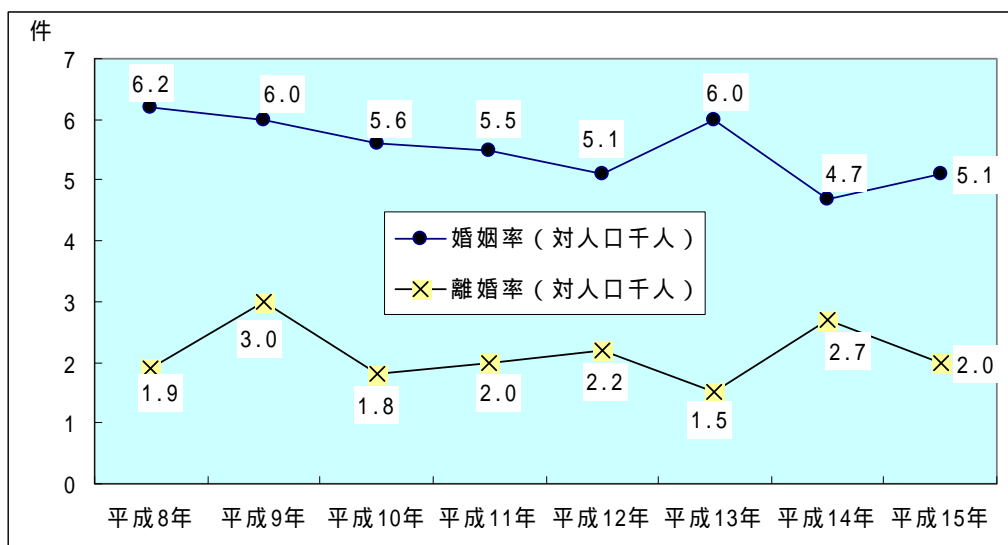
2-1-3 婚姻率・離婚率

平成8年からの婚姻率の(対人口千人)の推移をみると、平成13年の6.0を除き、緩やかな減少の傾向にあります。

離婚率は、多少の増減はありますが、ほぼ横ばい傾向です。

婚姻率と離婚率の推移

(資料:町保健福祉課)



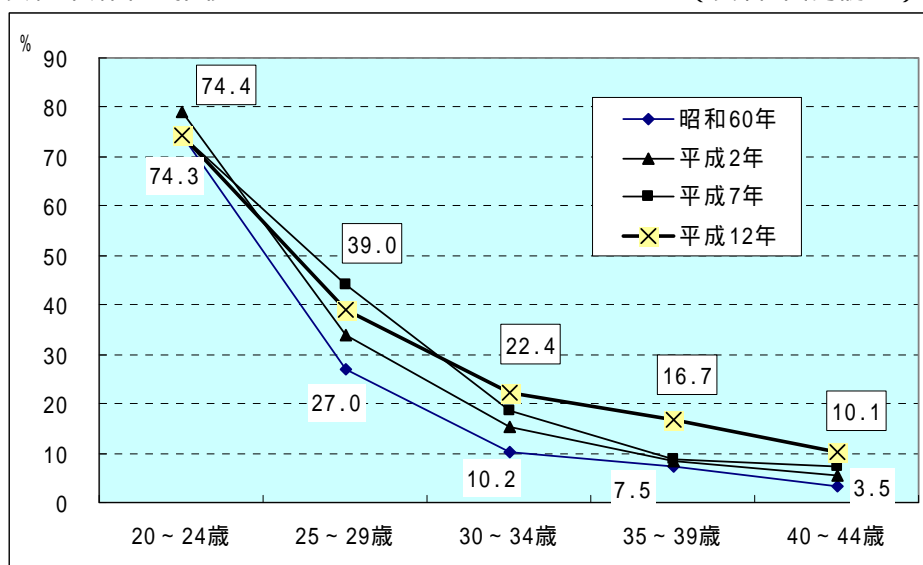
2-1-4 未婚率

未婚化が進行しています。未婚化とは、未婚者（一度も結婚をしていない人）の割合が増えることですが、昭和60年～平成12年の間に女性20代後半では、27%から39%へと約1.5倍に増え、女性30代前半では10.2%～22.4%へと2倍以上に増えています。なお、全国では、女性20代後半の未婚率は54%（平成12年）と、半数を超えています。

男性30代前半の未婚率も同じ時期に24.3%から41.3%へと約1.7倍に増え、30代後半でも3分の1近くの男性が未婚となっています。

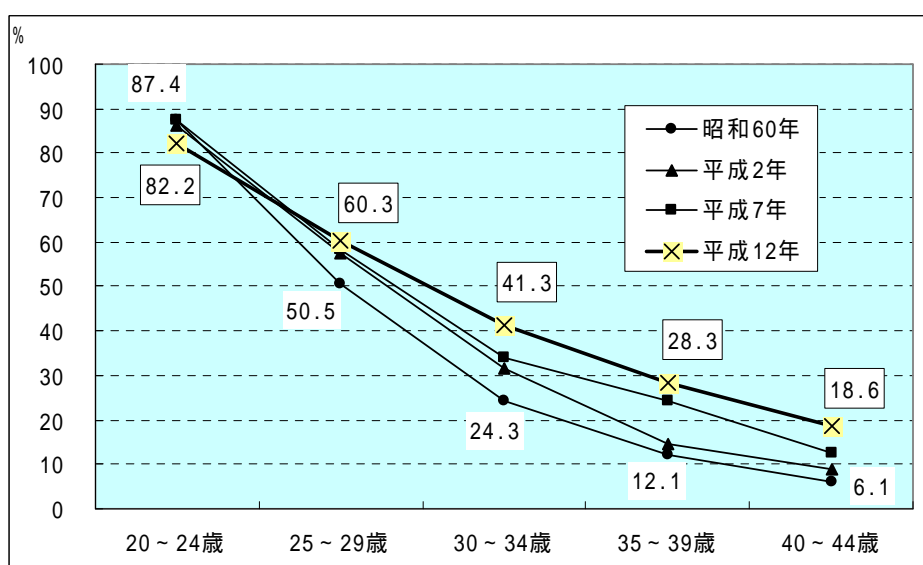
女性未婚率の推移

(資料:国勢調査)



男性未婚率の推移

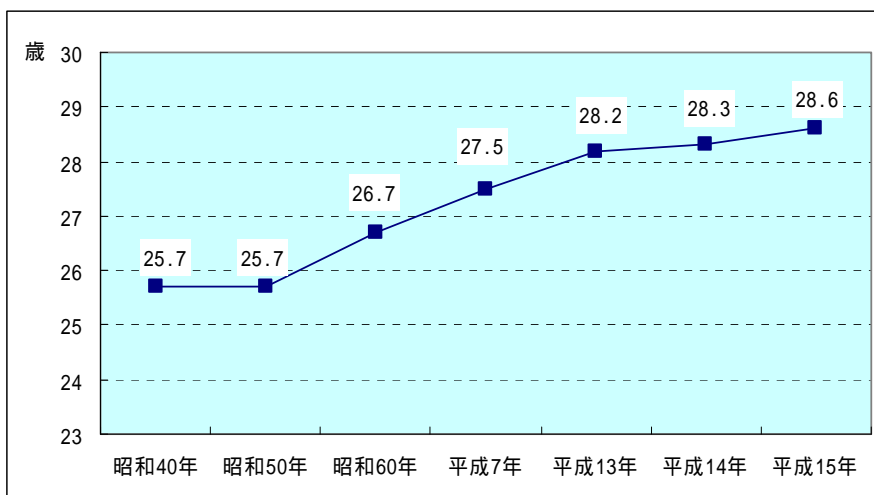
(資料:国勢調査)



2-1-5 第1子出生時の母の平均年齢の推移

第1子出生時の母の平均年齢は上昇傾向にあり、平成15年は28.6歳です。

第1子出生時の母の平均年齢の推移（資料：厚生労働省人口動態月報）



2-2 子育て家庭や子どもの状況

2-2-1 世帯の動向

(1) 世帯数と世帯構成の推移

一般世帯数はやや増加傾向にあり、平成12年の国勢調査によると本町の一般世帯数は3,970世帯です。うち18歳未満親族のいる世帯は891世帯、総世帯の22.4%、6歳未満親族のいる世帯は347世帯、総世帯の8.7%であり、子どものいる世帯の占める率は年々減少しています。

子どものいる世帯を家族類型別にみると、核家族世帯が18歳未満親族のいる世帯では78.0%を、6歳未満親族のいる世帯では80.7%を占めています。また、18歳未満親族のいる世帯で核家族世帯のうち、ひとり親世帯が10.0%を占め、世帯数は横ばいの状態ですが、その率は年々増加しています。

世帯数の推移

単位:世帯(%)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
一般世帯	3,837	3,904	3,970
18歳未満の子どものいる世帯	1,285	1,049	891
	(33.5)	(26.9)	(22.4)
6歳未満の子どものいる世帯	457	400	347
	(11.9)	(10.2)	(8.7)

資料:国勢調査

世帯の家族類型の推移

単位:世帯(%)

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
18歳未満の子どものいる世帯	1,285	1,049	891
核家族世帯	967	808	695
	(75.3)	(77.0)	(78.0)
ひとり親世帯	117	95	89
	(9.1)	(9.1)	(10.0)
三世帯・その他家族世帯	311	241	193
	(24.3)	(23.0)	(21.7)
うち6歳未満の子どものいる世帯	457	400	347
核家族世帯	340	316	280
	(74.4)	(79.0)	(80.7)
ひとり親世帯	12	16	15
	(2.6)	(4.0)	(4.3)
三世帯・その他家族世帯	117	84	67
	(25.6)	(21.0)	(19.3)

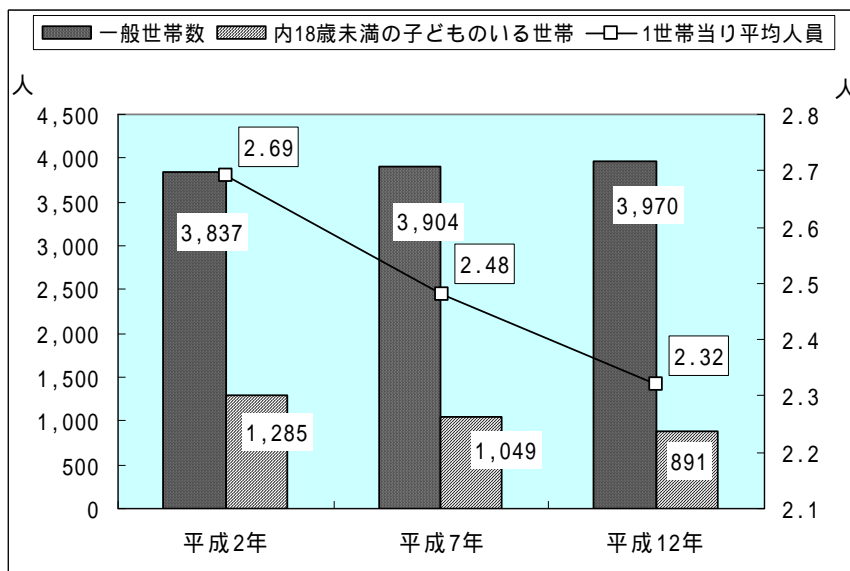
資料:国勢調査

(2) 世帯人員の推移

平成12年の国勢調査によると、本町における1世帯あたりの平均世帯人員は2.32人までに減少しています。

世帯数と平均世帯人員の推移

(資料:国勢調査)



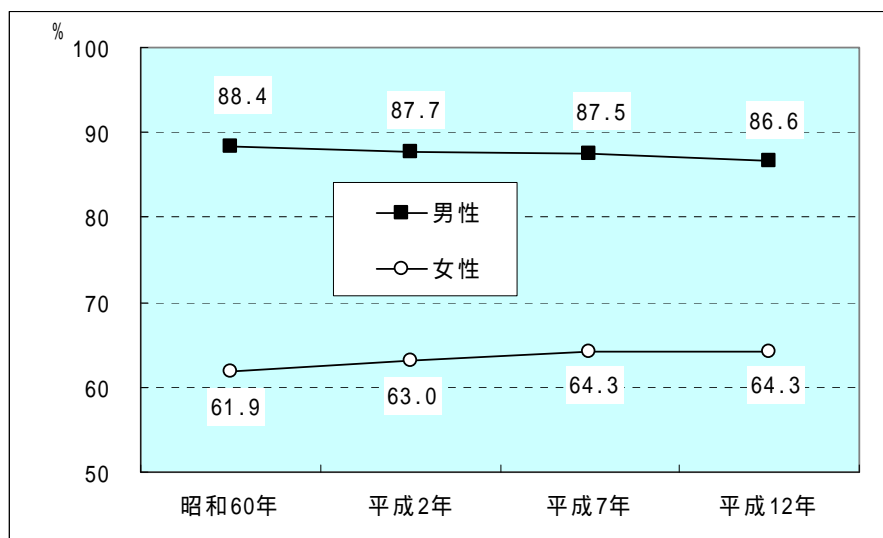
2-2-2 就労状況

(1) 男女別就業率の推移

本町の就業率の推移をみると、男性の場合、やや低下傾向にありますが、女性の場合、上昇又は横ばい傾向です。

就労状況の推移

(資料:国勢調査)

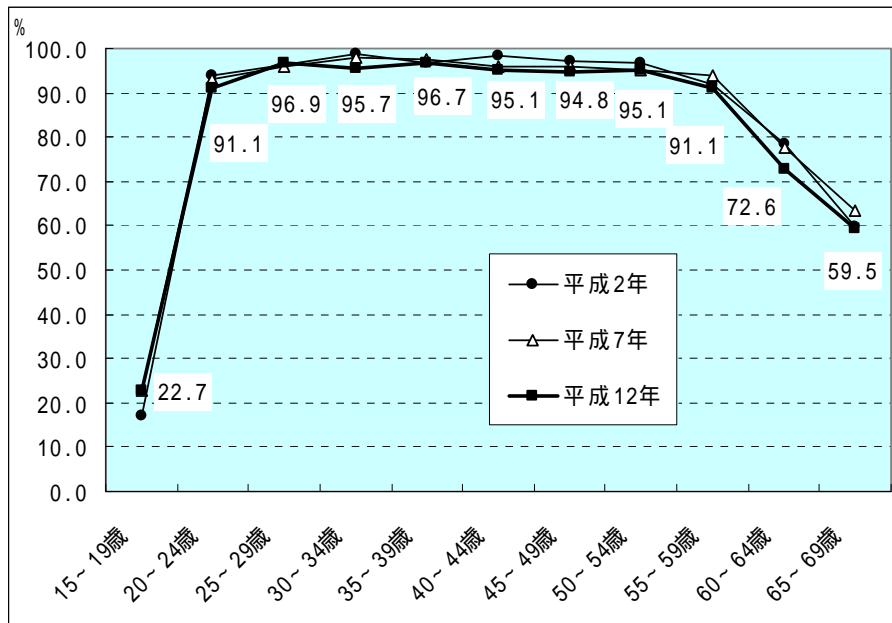


(2) 年齢別就業率の推移

男女別・年齢別にみると、男性の就業率は60歳以降で若干低下していますが、ほとんど変化はありません。女性の就業率は、出産・子育て年齢にあたる25～39歳で低下しています。平成12年の35～39歳の低下率が平成7年と比べ大きくなっており、出産年齢が上がってきている影響と思われます。

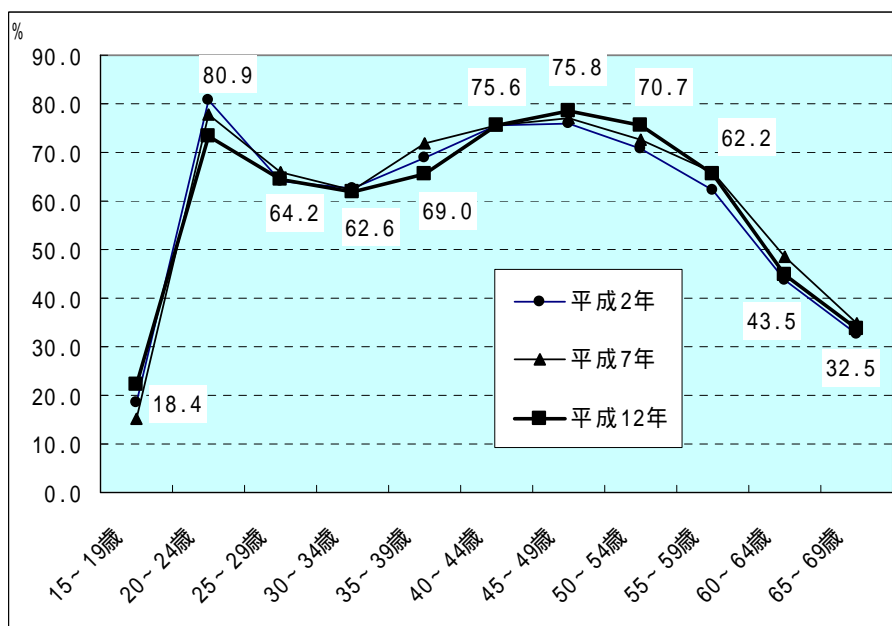
男性就業率の推移

(資料:国勢調査)



女性就業率の推移

(資料:国勢調査)



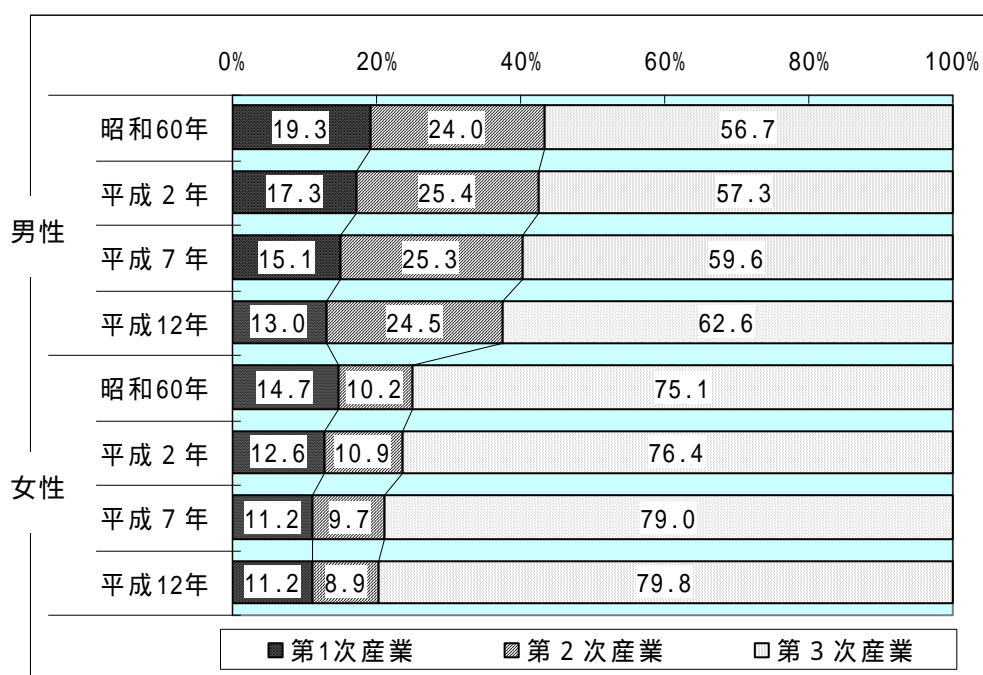
2-2-3 産業・雇用の状況

(1) 産業構造別就業割合の推移

女性の場合、第3次産業就業割合が高く、約8割になっています。国勢調査の第3次産業内訳をみると、サービス業が半数以上を占め、卸売・小売業、飲食店が3割以上となっています。

産業構造別就業割合の推移

(資料:国勢調査)



2-2-4 園児・児童・生徒数の状況

(1) 保育所・幼稚園の状況

保育所の状況

本町には、公立の保育所が4か所あります。入所児童数は平成13年からほぼ横ばい状態で、平成15年で135人です。これは平成15年4月1日現在の就学前人口454人の約30%にあたります。

保育所の入所数等の推移

(資料: 保育課)

区 分		平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
保育所数		4	4	4	4	4
定員数		225	225	225	225	225
入所児童数		178	144	137	136	135
内 訳	産休明け～6か月	0	1	0	0	0
	0歳児	5	0	3	3	6
	1歳児	6	10	9	5	15
	2歳児	43	20	21	20	15
	3歳児	31	33	36	31	27
	4歳児	51	29	35	38	34
	5歳児	42	51	33	39	38
保育士数		21	21	21	21	22
待機児童数		0	0	0	0	0
障害児保育	実施箇所数	1	1	1	1	1
	利用児童数	1	1	1	2	2

保育事業の状況 保育園入所児年齢別延人数(平成15年度)

(単位:人)

区 分	認可 定員	年齢区分(年間延人数)							月平均	平均 充足 率 (%)
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
おひさま保育園	120	78	122	135	210	239	276	1,060	88	73.3
川湯保育園	45	19	61	13	47	96	97	333	28	62.2
屈斜路へき地保育所	30	0	0	0	35	47	47	129	11	36.7
奥春別へき地保育所	30	0	0	12	35	35	35	117	10	33.3
町外保育所		0	3	0	12	-	12	27	2	
合 計	225	97	186	160	339	417	467	1,666	139	61.8
前年度計	225	91	79	268	386	411	465	1,700	142	63.0
対前年度比(%)		106.6	235.4	59.7	87.8	101.5	100.4	98.0	98.0	97.9
他市町から受託		4	0	4	0	0	0	8	0.7	

資料: 保育課

子どもと家庭を取り巻く現状と課題

幼稚園の状況

本町には、私立の摩周丘幼稚園があります。園児数は、平成 14 年以降定員の 105 人で推移しています。

園児数の推移

(単位;人)

年度	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
3歳児 年少	19	18	18	32	34
4歳児 年中	32	40	40	31	37
5歳児 年長	25	35	42	42	34
合計	76	93	100	105	105

(2) 児童・生徒の状況

本町には、現在、小学校が6校、中学校が2校、高校が1校あります。児童・生徒数は小学校、中学校、高校ともに減少傾向にあります。

学校数、児童・生徒数等の推移

(単位;人)

年度		平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年
小学校	学 校 数	6	6	6	6	6	6
	学 級 数	30	30	30	30	30	30
	75条の学級数	2	2	3	5	6	6
	児 童 数	555	525	500	493	477	462
	教 員 数	52	50	52	57	59	60
中学校	学 校 数	2	2	2	2	2	2
	学 級 数	11	10	9	9	9	9
	75条の学級数	1	2	2	1	2	2
	生 徒 数	292	282	278	267	259	224
	教 員 数	28	29	26	25	27	27
高 校	学 校 数	1	1	1	1	1	1
	学 級 数	9	9	8	8	6	6
	生 徒 数	281	258	229	209	193	201
	教 員 数	27	27	24	22	20	19

教員数：本務者

75条の学級：学校教育法第75条第1項各号に該当する知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害等の児童生徒で編成されている学級

2-2-5 子ども・子育てをめぐる問題の動向

(1) 児童虐待相談取り扱い件数

全国的には急増している児童虐待の相談件数ですが、本町においては、下記の表のとおりです。

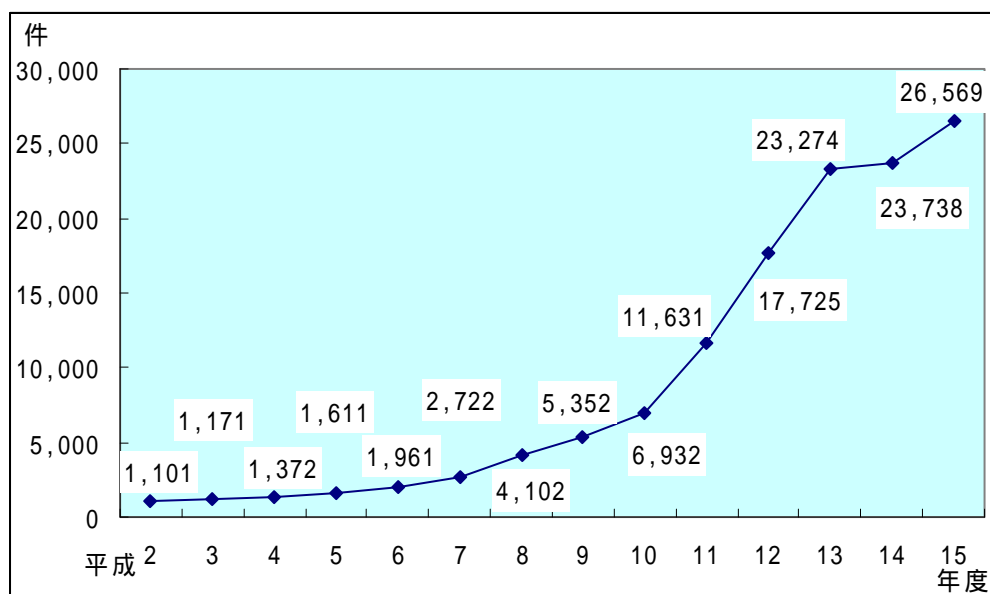
児童虐待相談取り扱い件数 (単位:件)

年度	平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年	
	管内	町内	管内	町内	管内	町内	管内	町内	管内	町内
身体的虐待	15	-	36	1	38	-	36	1	22	-
保護の怠慢	7	-	39	-	69	-	28	-	35	-
性的虐待	-	-	4	-	6	-	6	-	7	-
心理的虐待	1	-	3	-	2	-	1	-	1	-
合計	23	0	82	1	115	0	71	1	65	0

資料：釧路児童相談所

児童虐待相談の処理件数(全国)

資料：厚生労働省「福祉行政報告例」



児童虐待とは、親又は親に代わる保護者等による以下の行為

1. 身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行。
2. 保護の怠慢（ネグレクト）：保護者の怠慢や拒否により健康的な状態や安全を損なう行為。
3. 性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要。
4. 心理的虐待：暴言や差別などの心理的外傷を与える行為。

(2) いじめ・不登校・少年非行等の状況

不登校の件数は、3～5件で推移しています。子どもの事故被害件数は平成12年の13件から平成15年3件と大幅に減少しています。

いじめ・不登校・少年非行等の件数

(単位;件)

区 分	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
いじめ件数	0	0	0	0	0
不登校件数	5	4	3	5	3
少年非行件数	0	0	1	2	0
子どもの犯罪件数	0	0	0	0	0
子どもの事故被害 件数(交通事故)	11(1)	13(3)	3(1)	3(1)	3(1)
「心の教室相談員」 相談件数(弟中のみ)	-	-	-	134	39

資料：教育委員会管理課



2-3 アンケート調査のまとめと課題

2-3-1 アンケート調査の概要

この調査は、計画を策定するにあたって、住民の多様なニーズに対応するため、保育サービスの利用状況や今後の意向、保護者の就労状況など、家庭における様々な子育てに関する事項を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

(1) 調査対象等

1) 調査対象	就学前児童及び小学生児童のいる家庭
2) 配布数	対象該当者全家庭：595 家庭（対象児童数 975 名）
3) 調査期間	平成 15 年 12 月 8 日～平成 15 年 12 月 22 日
4) 調査方法	学校・保育園・幼稚園及び郵送による配布・回収

(2) 回収率

区 分	就学前・小学生児童のいる家庭	対象児童数
1) 配布数 A	595	975
2) 回収数	378	—
3) 有効回答数 B	377	就学前 283 小学生 334
4) 有効回収率 $B \div A \times 100$	63.4%	63.3%

(3) 調査の内容

小学生以下共通	就学前	小学生
回答者	保育の現状と希望	放課後児童クラブの利用状況と希望
子どもと家族の状況	病気のときの対応 (病後児保育)	子どもの日頃の過ごし方
子育てや家庭生活	緊急時の対応(一時預かり)	緊急時の対応(一時預かり)
子育ての悩みや相談、情報	リフレッシュしたいときの対応	小学生の子どもの子育て
子どもへの虐待		
児童館		
仕事と子育ての両立		
地域の子育て環境		
自由記述(保護者・地域・行政の役割)		

2-3-2 調査結果のまとめと課題

(1) 【保護者の就労状況等について】

- ◆ 母親の就労状況を見ると、小学生の親の場合7割以上が、0歳児の場合でも4割以上が何らかの形で働いています。
- ◆ 子どもの年齢と母親の就労形態についてみると、「勤め人（フルタイム）」の割合には大きな変化は見られず、子どもの年齢が上がるにつれ、「パート・アルバイト」が増えています。
- ◆ 母親の就労状況と家族構成には相関がみられ、祖父母と同居の方が、母親の就労割合が高い傾向にあります。小学校区では和琴小学校区と奥春別小学校区の母親の就労割合が高くなっています。子育てにおいて祖父母の存在が大きな助けになっているものと思われます。
- ◆ 父親の職業別に子ども数についてみると、全体の平均子ども数：2.02人、父親の職業が勤め人：1.98人、自営業等：2.30人となり、勤め人よりも自営業・農業の方が子ども数が多い結果となっています。

(2) 【お子さんの子育てや家庭生活などについて】

- ◆ 父親の育児や家事への参加については、父親がかなり育児にかかわるようになったといわれていますが、父親が多くかかわっている育児や家事は、「子どもと遊ぶ」「子どもをお風呂に入れる」などの比較的簡単なものであり、主体的にかかわっている様子はみられません。
- ◆ 家事や育児への男女の分担については、協力して分担すべきと考えている人がほとんどですが、「どちらかといえば女性中心で行うべきである」との回答も1割近くあります。

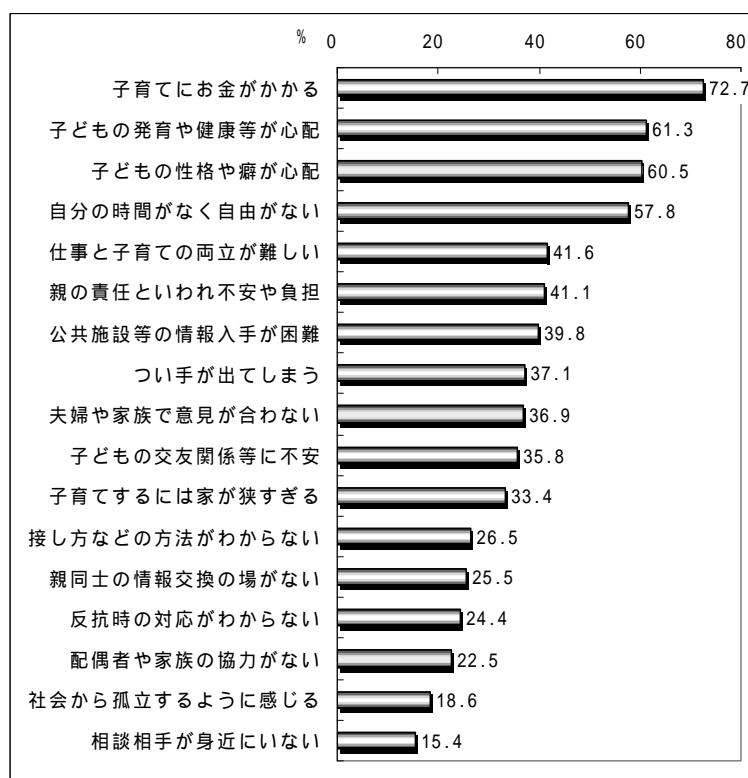
(3) 【親の育児不安や悩み】

- ◆ 子育てについての悩みの第1位は、経済的な問題です。
- ◆ 保護者の傾向別に、悩みや不安についてみると、虐待につながるような傾向をもつ保護者は、家族や配偶者の問題、子どもとの対処の仕方、身近な相談の相手や場所、情報交換できる仲間や機会などについて不安や悩みが深いことがわかりました。このような背景には、核家族化による「孤育て」の状況、特に、親自身が核家族のなかで、子ども時代に豊富なヒト体験をもたず、小さい子どもとふれあうことなく育ったなど、社会性が未発達のままの状況が考えられます。
- ◆ このような問題を解決していくためには、親の孤立化を防ぎ、親の育児力を高めるようなプログラム（親業の講習会など）が、地域のなか

で提供されることが必要になります。

- ◆ 【親の育児力の養成】については、具体的には、現在既に実施されている母子保健事業に加え、親業セミナーなどを充実させていくことになるのですが、参加しないで悩みを抱え込んでいる親に対して、どのような方法で支援していくのが今後の課題といえます。子育てのうえでのちょっとした心配でも、安心して相談できる場を、電話相談も含めて、身近な地域のなかに整備していく必要があります。
- ◆ 【親の孤立化の防止】については、地域支援力を養成していく必要があります。
- ◆ 【地域の育児力の養成】には、地域で親と子が気軽につどい、ふれ合いながら、相互に育ち合える場の提供が必要となります。子育て支援者のネットワークの連携を深めることで、孤立化の防止を図ることが重要となります。併せて、親と子を温かく見守る雰囲気地域住民の中に広がっていくように、住民意識の啓発も必要となります。

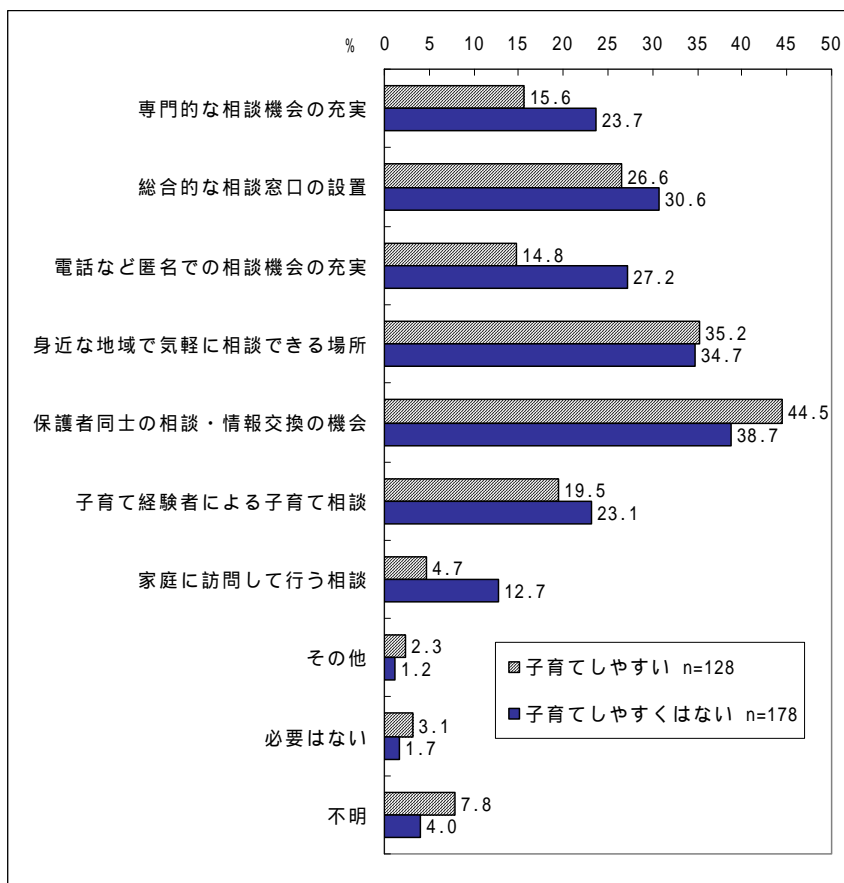
子育てについての不安や悩みのランキング



(4) 【相談体制について】

- ◆ この町を子育てしにくいと感じている人は、まちの子育て環境そのものの他に、個人が抱えている人間関係などの不安や悩みが深いことがわかりました。そのような人たちは、相談に対する希望にも特徴が見られ、「保護者同士の相談・情報交換の機会」や「身近な地域で気軽に相談できる場所」を多くの方が望んでいる点は、全体の傾向と同じですが、「電話などで匿名での相談機会の充実」や「家庭に訪問して行う相談」体制などについてのニーズが高いことが、特徴といえます。
- ◆ 個人の抱えている悩みや不安に応じて、家庭訪問や電話相談を含め、相談できる様々な体制の整備が必要になります。

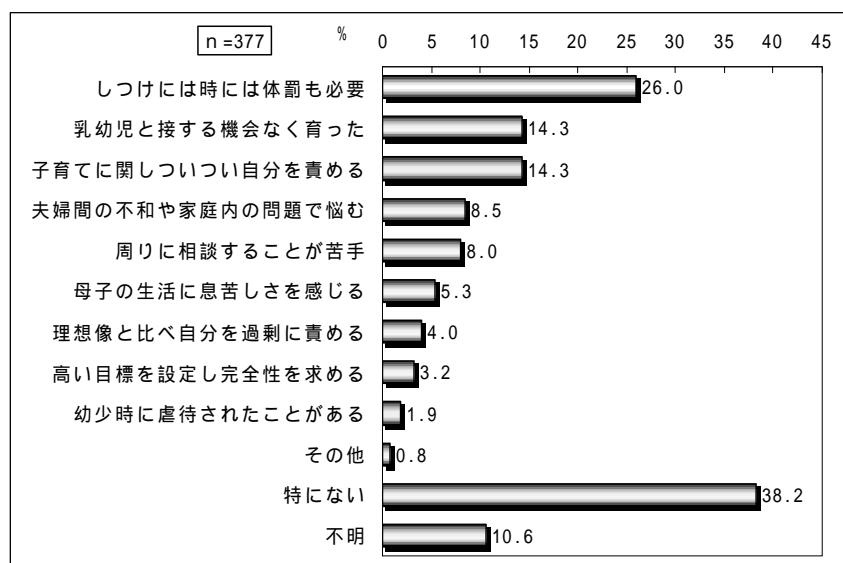
相談体制についての希望（子育てしやすいかどうかについてのグループ別）



(5) 【虐待について】

- ◆ 虐待についての質問で、4人に1人は「しつけには時には体罰も必要」と考えています。虐待傾向に結びつくような経験や傾向は「特にない」と回答したのは約4割で、半数は何らかの経験や傾向をもっています。
- ◆ 「しつけ」という大義名分の下での行為であれ、「子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為は、すべて広い意味では虐待といえるのだ」と考えていく必要があります。
- ◆ 虐待傾向のある人は、子育ての不安や悩みとの関係でも、ストレスをより多く抱え込んでいる傾向にあり、親としての自信のなさや配偶者の非協力などが様々なストレスを生み出していることも考えられ、親であることの訓練の場やリフレッシュできる場などの提供が必要と思われます。

虐待傾向に結びつくような経験や傾向



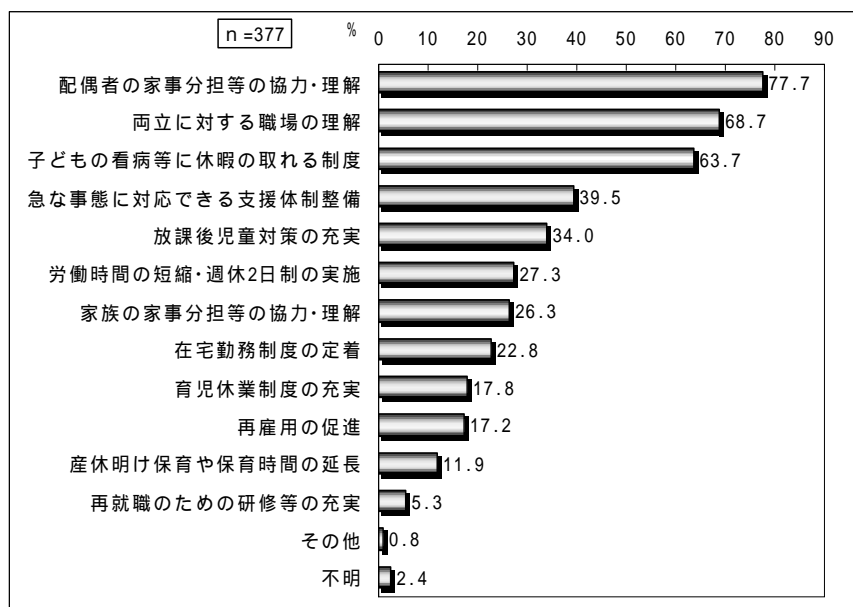
(6) 【仕事と子育ての両立について】

- ◆ 父親は仕事重視、母親は子育て重視の傾向がみとれます。
- ◆ 育児休業の取得者は、働いてなかった人を除くと約3割で、取得期間は「3か月以上」が「3か月未満」を上回っています。
- ◆ 事業者の子育て支援行動計画が義務付けられたこともあり、今後、育児休業を取得しやすい環境が整備されることが期待されますが、常勤よりもパート・アルバイトの方が多い女性の就労

形態を考えると、まだまだ厳しい状況といえます。

- ◆ 仕事と子育てを両立させるために必要なこととして、8割近くが「配偶者の家事分担による協力・理解」をあげています。
- ◆ 「保育時間の延長」よりも、「子どもの看病等に休暇の取れる制度」を希望する割合が6割以上と高く、子どもが病気のとときの対処が切実な問題と思われる。
- ◆ 女性が結婚や出産のために仕事をやめなくてもいいような環境づくり、そのためには、男女の役割分業意識の改善、配偶者の家事・育児の分担による協力・理解が求められているといえます。

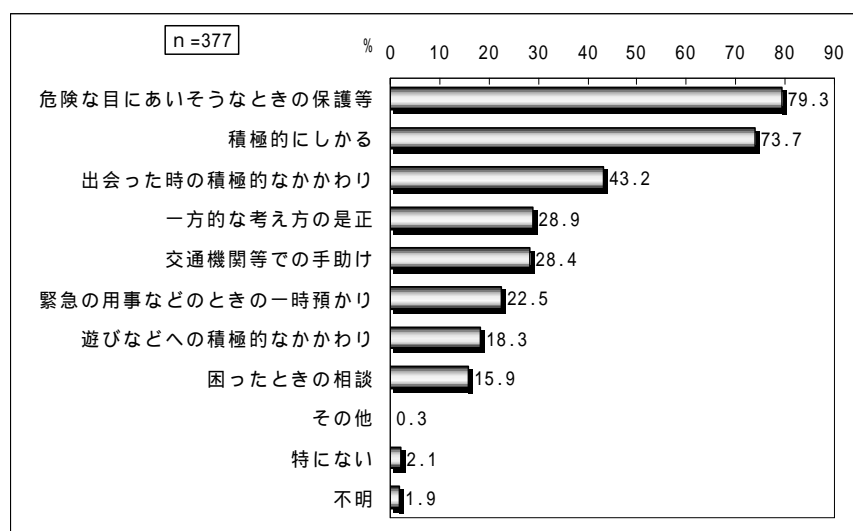
仕事と子育てを両立させるために必要なこと



(7) 【地域の子育て環境について】

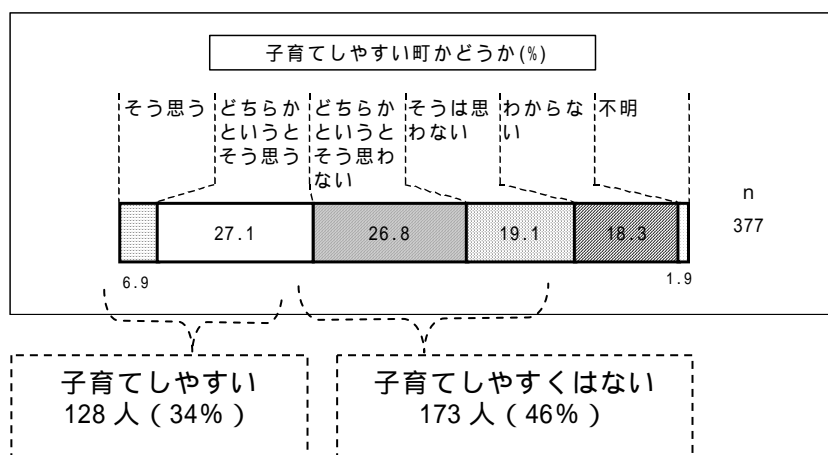
- ◆ 子どもたちは、自宅や友だちの家で遊ぶことが多く、雨の日も遊べる場所、家の近くに安全な遊び場を望んでいます。
- ◆ 子育てサークルについては、積極的に関わっていこうという姿勢は見られず、自分にあったものがあれば参加したいといったところです。
- ◆ 地域には、子どもたちの見守りを希望し、7割以上が「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、積極的にしかってほしい」と考えています。
- ◆ このような行為は、今後、地域での子育て支援を考えると、非常に重要なことだと思えますが、地域における子育て力が低下している状況を考えると、今後、子育てについての地域住民のかかわりについて、子育てしている保護者と支援する住民の理解が必要になってくると思われます。
- ◆ 自分の子どもの有無にかかわらず、子どもの成長に温かなまなざしを注ぐ人が増えていくような地域社会が求められています。

地域全体に望むこと

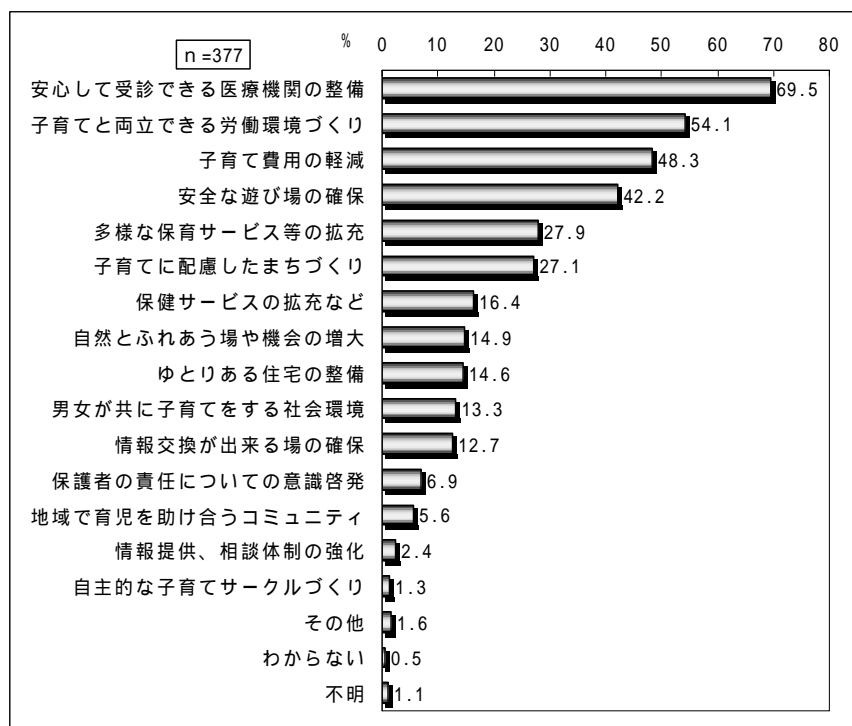


(8) 【子育てしやすい町かどうか】

- ◆ この町を子育てしやすいまちだと考えているのは、1/3です。
- ◆ 子育ての不安や悩みとの関係についてみると、【子育てしやすくはない】と感じているグループはいずれの項目についてもその割合は高く、特に相談相手や情報交換の場、情報の入手などの点で、両者の差が大きくなっています。
- ◆ 子育てしやすい社会への希望としては、「安心して受診できる医療機関の整備」を7割近くが希望しています。



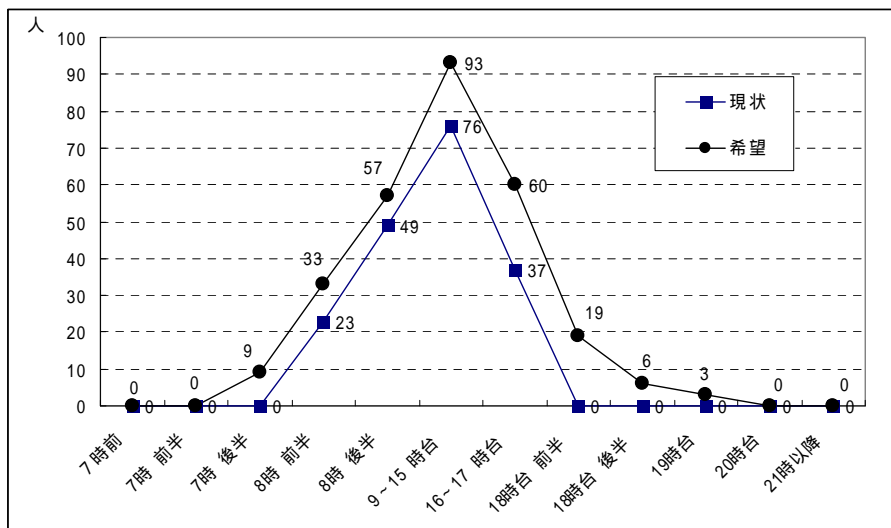
子育てしやすい社会にするために必要なこと



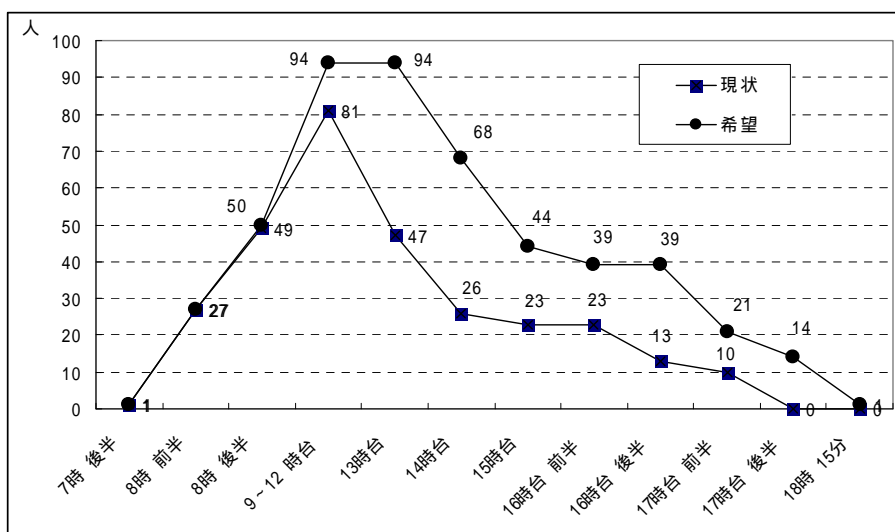
(9) 【保育サービスについて】

- ◆ 平日の保育園サービスの現状と希望の人数の差は、0歳児、1歳児の将来的な希望と思われるものであり、2歳児以上はおおむね現状維持の傾向です。開園時間帯については、7時半～19時くらいの開園時間が確保できれば、ほとんどの希望に沿うことができます。
- ◆ 幼稚園については、現状より長い時間の預かりへの希望が多くなっています。今後、幼稚園での預かり保育の充実を図っていく必要があります。
- ◆ 日曜・祭日の保育希望については、人数的には平日の半数以下ですが、7時30分～18時30分の開所を希望しています。

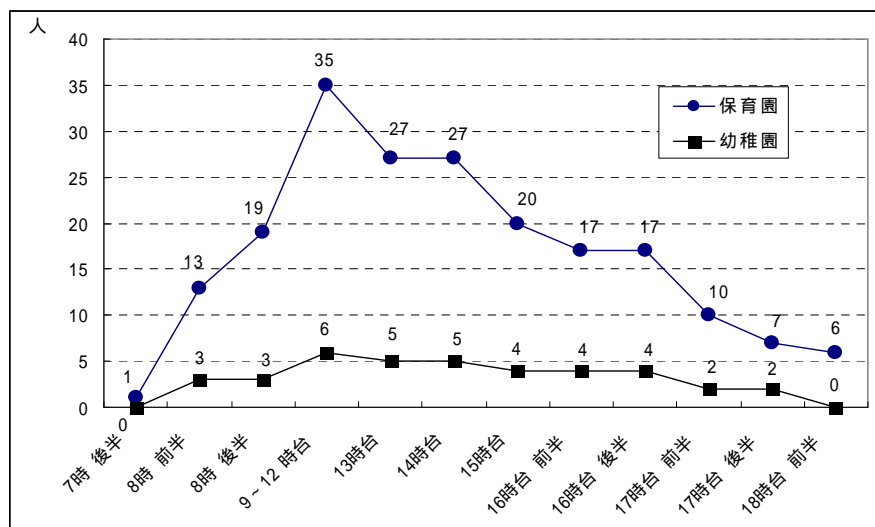
保育園の時間帯別利用者数(現状と希望)



幼稚園の時間帯別利用者数(現状と希望)



日曜・祝日の主な保育先と時間帯の希望



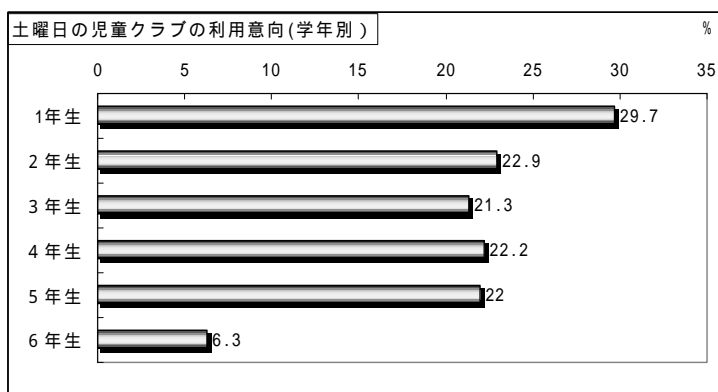
(10) 【緊急時やリフレッシュ時の保育について】

- ◆ 病後児保育や保護者が緊急時の保育などについては、ほとんどが父親か母親、親戚等で対応しており、親が仕事を休んだり、親戚に預けたりするのがとても大変だとするケースは、回答者の約7%でした。
- ◆ 人数は少数であれ、子育て中の保護者にとって、保護者や家族では対応できないときの支援策が何らかの方法で保障されていることが、安心につながります。
- ◆ リフレッシュに対して、4割近くがそのような機会がほしいと感じています。1日4時間くらいを月に4回というのがおおよその希望であり、リフレッシュのための子どもの預かり場所として、3割近くが、公的な施設での有料サービスという形を望んでいます。

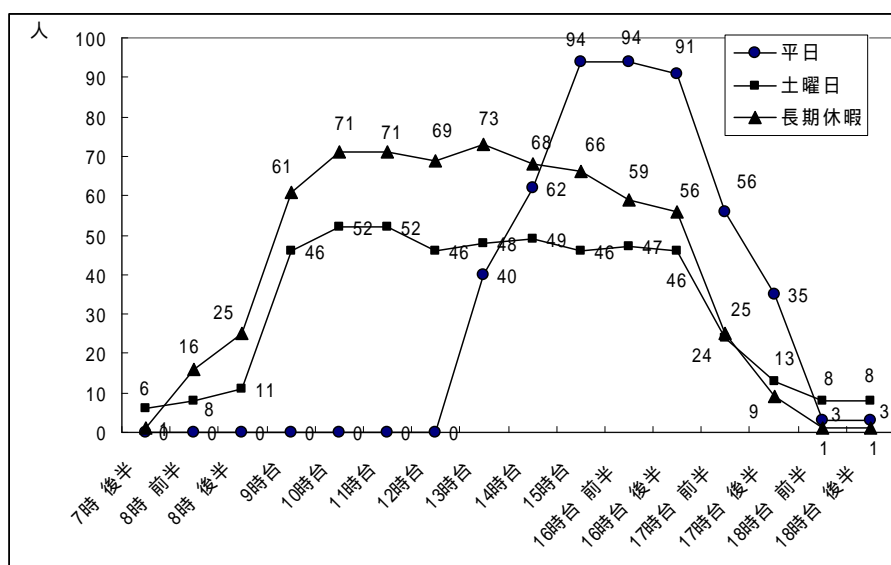
(11) 【児童クラブ等の利用意向について】

- ◆ 平日、児童クラブの利用を希望しているのは 99 人で、全体の約3割です。3年生以下の利用希望割合が高くなってはいますが、4年生、5年生も2割以上が希望しています。
- ◆ 土曜日の希望は6年生を除く全ての学年で2割以上の希望(1年生は3割)があります。完全学校週5日制が実施になり、土曜日の子どもの居場所に苦慮している様子がうかがえます。
- ◆ 長期休暇中の希望も、土曜日同様の傾向にあります。
- ◆ 児童館への希望として、6割近くが「自由に利用できる環境の整備」を、4割近くが「共働き家庭でも利用できるよう開館時間の延長」を希望しています。
- ◆ 子どもたちの居場所づくりについて、「児童クラブ」と「児童館」のあり方とも併せ、検討していく必要があります。

放課後児童クラブの利用希望（土曜日）



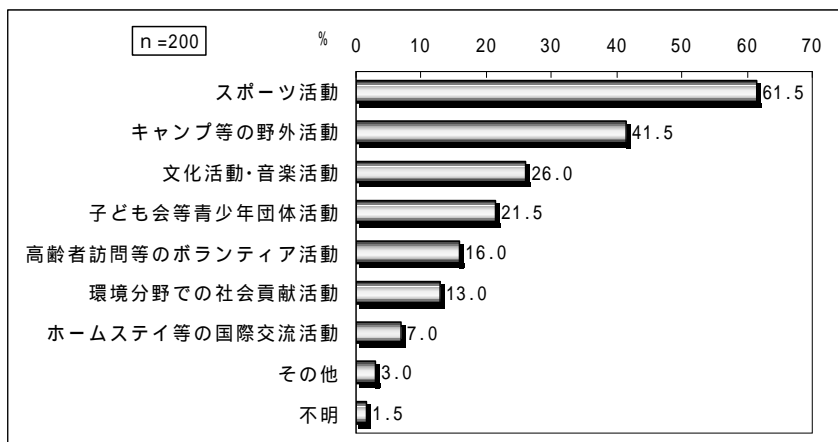
放課後児童クラブの利用希望時間帯



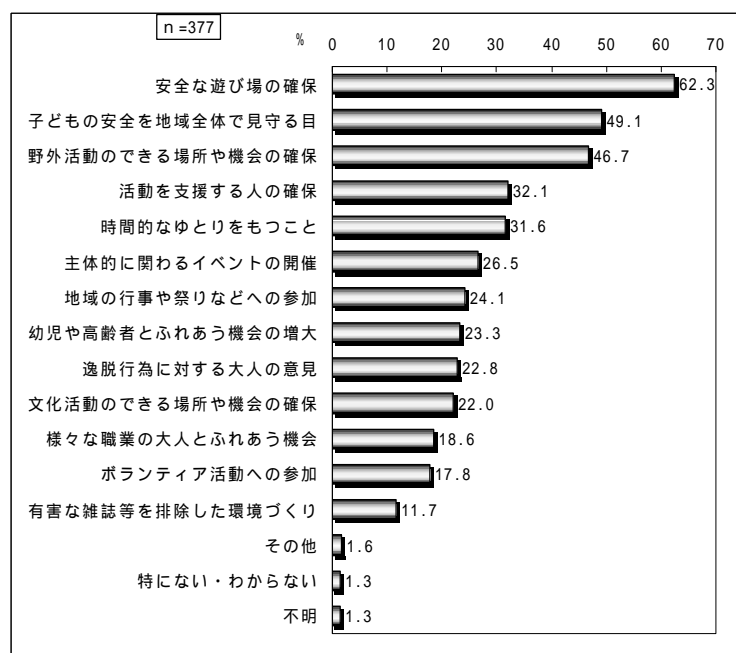
(12) 【地域活動への小学生の参加意向や子育ての希望について】

- ◆ 地域活動へは6割以上が参加しており、「今後は参加させたい」を併せると8割以上が地域活動への参加意向がみられます。その内容としては、スポーツ活動が6割、野外活動が4割、文化活動・音楽活動が約3割となっています。
- ◆ 子どもたちが社会性のある人間として自立するためには、「安全な遊び場の確保」「子どもの安全を地域で見守る目」「スポーツのできる場所や機会の確保」などが重要になります。また、多くの人とのふれあい体験のためにも、幼児や高齢者とふれあう機会の創出を図っていくことも重要となります。

参加した(させたい)地域の活動等



子どもがのびのびと育つために必要なこと



・ 計画のめざすもの

3-1 基本理念

平成16年度第24回少年・少女の主張弟子屈大会において、小学生・中学生の代表によって発表された内容は、本町で心豊かに育っている子どもたちの姿を実感できるものでした。

「家族」について発表した小学生の代表は、酪農家である父親と一緒に家族全員で食事をするのが願いだといいます。自分と父親や母親、姉との関係のなかで、それぞれの存在価値を認め、受容し、自分の役割を果たしていく小学生の姿には、家族愛が感じられます。家族の愛に包まれ、家族へのおもいやりをしっかりと育てている少女は、家事を分担することにより、自立するために必要な忍耐力や自己決定、自己責任能力などの社会性を身につけていくことでしょう。

「お年寄りが楽しく暮らすには」について発表した中学生の代表は、養護老人ホームへの訪問、祖父のパークゴルフと一緒にしていくことによる高齢者とのふれあい、ユニバーサルの視点で整備されたホテル訪問などの経験を通して、このまちでお年寄りが楽しく暮らすには足りないものについて考察しています。そして、その足りない部分は、自分たちの心がけ次第で解決できると公言しています。この少年がこのように考えるようになったのは、小さい頃からの他世代との豊富なふれあい、養護老人ホーム訪問などの豊富な地域活動などが大きな要因になっているように思います。

大自然の厳しさと恵みを存分に享受できる本町を、このような子どもたちに託すことができることを、誇りに思います。近年本町では、文化や福祉、環境保全、国際交流など様々な分野で、ボランティアをはじめとする幅広い層の住民活動がさかんになりつつあります。子育ての分野においても、親と子、地域住民、事業者及び行政が一緒になって、このような子どもたちの輝きを、何にも替えがたい大切なものとして、育てていくまちづくりをめざし、

子どもたち一人ひとりの輝きを育むまち てしかが

を、本計画の基本理念とします。

3-2 基本目標

基本理念である「子どもたち一人ひとりの輝きを育むまち てしかが」をめざし、次に掲げる3つの基本目標のもとに、子育てと子育てを地域全体で支えることにより、ゆとりをもって楽しんで子育てができるまちづくり、子どもがのびのびと育つまちづくりの実現に取り組んでいきます。

(1) ゆとりをもって楽しく子育てができるまちづくり

子どもを生むか生まないかは、当事者の自由な選択に委ねられるべきものですが、生みたいのに生めない状況があるとすれば、行政や地域社会の努力が必要です。

子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを育てることができる環境や男女がともに子育てと仕事を両立できる環境の整備、子育てについての相談支援体制の整備を進め、子どもを生み育てたいと思う人の、安全な妊娠・出産、子育ての悩みや不安の解消、負担感の軽減をめざします。

(2) 子どもがのびのびと育つまちづくり

子どもの社会性は、家庭、学校、地域社会で育まれます。

子どもが、ゆとりある教育、遊び、さまざまな体験や交流を通して豊かな人間関係を築き、社会性を育み、健康でのびのびと成長し自立できるよう、子どもの視点に立って、環境の整備等を進めます。

(3) 子どもと親の笑顔をみんなで支えるまちづくり

次世代支援対策推進法の理念にあるように、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」のは当然のことであり、地域社会は親の子育てへの側面支援です。子育ての不安の軽減のためには、弱体化した地縁・血縁型の子育てネットワークの活性化が求められており、地域における子育て支援活動は、大きな意義があると言えます。「独りで子育てをしているのではない。子どもを育てることは苦労もあるが楽しみである」という感覚を全ての親がもてるよう、自分の子どもの有無にかかわらず、子どもの成長に温かなまなざしを注ぐ人が増えていくような地域社会をめざし、子どもと家庭を地域全体で支えていく取組を進めていきます。

3-3 施策の体系



分野別施策の展開

4-1 ゆとりをもって楽しく子育てができるまちづくり

4-1-1 親や子どもの健康の確保・増進

現状と課題

次世代の育成を支援するに当たっては、子どもや母親の健康、安心、安全の確保は重要な課題です。

本町においては、「子どもが健やかに生まれ育つ弟子屈町」をめざして策定された、弟子屈町母子保健計画に基づき、健康診査、保健指導、療養援護、医療対策等の分野にわたり、妊娠、分娩周産期、新生児期、乳幼児期を通じて一貫した体系のもとに、総合的に母子保健施策をすすめております。

しかし、今回の実態調査によると、6割以上の親が、子どもの発育や健康、性格や癖等に不安があり、4人に1人は接し方などの方法がわからないなど、子育てについての自信のなさがうかがえました。

今後は、保健・医療・福祉及び教育分野の連携と、職員の資質向上を図り、一人ひとりのニーズに適切に対応できるよう、母子保健施策の充実に向けていく必要があります。

分野別施策の展開

訪問相談等の実施状況 [単位;件]

年度		平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
母子健康手帳交付	交付件数	71	72	69	81	67
妊産婦訪問指導	訪問件数	35	67	73	85	104
乳幼児訪問指導	訪問件数	70	100	94	116	143

定期健康診査の受診状況 [単位;人(%)]

年度		平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
乳児健診	対象者数	257	218	202	230	223
	受診者数	244	209	188	205	207
	受診率	(94.9)	(95.9)	(93.1)	(89.1)	(92.8)
1歳6か月健診	対象者数	86	79	68	71	76
	受診者数	82	73	64	66	74
	受診率	(95.3)	(92.4)	(94.1)	(93.0)	(97.4)
3歳児健診	対象者数	83	82	88	78	60
	受診者数	81	77	81	77	56
	受診率	(97.5)	(93.9)	(92.0)	(98.7)	(93.3)
療育指導	受診者数	-	19	11	8	7

乳幼児歯科健康診査の実施状況 [単位;人(%)]

年度		平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
1歳6か月	受診者数	82	75	64	66	74
	う歯あり 罹患率	7 (8.5)	16 (21.3)	13 (20.3)	12 (18.2)	10 (13.5)
	受診者数	81	82	81	77	56
3歳児	う歯あり 罹患率	39 (48.1)	54 (65.9)	39 (48.1)	37 (48.1)	21 (37.5)



分野別施策の展開

相談・指導等の実施状況

〔単位：(上段：回) (下段：人)〕

年度		平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	
妊産婦健康相談	開催回数	24	24	24	24	24	
	延参加人数	39	44	34	31	32	
マタニティ教室	開催回数	16	16	16	16	16	
	延参加人数	51	58	48	31	58	
乳幼児健康相談	開催回数	24	24	24	24	24	
	延参加人数	53	58	98	131	143	
乳幼児栄養相談	開催回数	24	24	24	30	30	
	延参加人数	320	238	225	231	221	
子育て相談室	親子遊び	登録数	-	47	56	72	98
		延参加人数	-	426	1,227	2,530	4,222
	相談内容	生活習慣	-	1	11	27	13
		発育・発達	-	5	2	10	9
		その他	-	4	15	36	8
		合計	-	10	28	73	30
育児不安早期把握事業	開催回数	-	-	-	-	12	
	延参加人数	-	-	-	-	72	

乳幼児医療費支給状況

(単位：件、円)

年度	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	
受給者証交付件数	495	487	490	415	389	
医療費支給件数	6,025	6,786	6,044	6,503	6,085	
内訳	入院	99	95	120	122	98
	通院	5,926	6,691	5,924	6,381	5,987
支給額(千円)	15,350	16,506	16,378	16,745	12,734	
1件当たり平均額	2,548	2,432	2,710	2,575	2,093	

分野別施策の展開

1) 安全な妊娠・出産への支援

取組の方向

安全な出産のための知識の普及をしていきます。

妊婦同士の交流や、気軽に相談できる体制を整備し、出産に対する不安の軽減に努めていきます。

ハイリスク妊婦に対しては、個別的な相談等に応じていきます。

母子感染症の予防に努めます。

妊娠中の飲酒、喫煙の影響について啓蒙していきます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
母子健康手帳交付	妊娠の届出により、母子健康手帳を交付します。	保健福祉課	継続
妊産婦健康相談	交付時、妊娠・出産等に関する保健指導を行い、悩みや相談に応じ支援します。	保健福祉課	継続
妊産婦訪問	保健師が家庭を訪問し、妊娠期及び周産期の異常の早期発見と育児等の不安の軽減に努めます。	保健福祉課	継続
妊産婦健康診査助成	妊婦に対し健康診査を実施する事により、異常を早期に発見し適切な医療と保健指導を行います。	保健福祉課	継続
B型肝炎母子感染防止事業	B型肝炎の母子感染を起こす恐れのある妊婦の発見と、その出生児のキャリア化防止のために必要な検査及び保健指導を行います。	保健福祉課	継続
35歳以上の妊婦に対する超音波検査	35歳以上の全妊婦を対象に、妊娠後期に胎盤の付着部位、胎児の発育及び羊水量の診断を行い、異常を予防します。	保健福祉課	継続
マタニティ教室	妊婦同士の交流を深め、妊娠・出産に対する不安の軽減、妊娠中の健康管理及び育児に対しての心構えができるよう支援していきます。	保健福祉課	継続
受動喫煙防止事業	妊産婦及び家族を対象に、パンフレット配布や妊婦相談等を活用した指導により妊婦や乳児の受動喫煙の防止に努めます。	保健福祉課	継続
マタニティ教室OB会	マタニティ教室の受講者が出産後集い交流を行うことで、仲間づくり、育児の不安の軽減を図ります。	保健福祉課	継続

2) 子どもの健やかな成長と発達への支援

取組の方向

保護者が子どもの発達についての知識が得られるよう、支援していきます。

健診等で乳幼児の成長・発達を確認し、異常の早期発見、適切な対応に努めます。

保護者による子どもへの虐待が防止されるよう、育児不安の早期把握に努めます。

子どもの歯科の現状を周知するとともに、う歯予防対策に努め、歯の健康づくりを進めていきます。

保護者の不安解消、子どもの健康を守るため、摩周厚生病院や町内医療機関と連携していきます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目 標
乳幼児世帯訪問	児の発達を確認し日常生活指導を行うとともに、育児への不安や悩みに対し支援します。また、病気の早期発見・早期治療を図ります。	保健福祉課	拡充
乳 幼 児 健 診	児の成長・発達を確認するとともに、異常の早期発見に努めます。また、育児への不安や悩みに対応し児の発達が促されるように支援します。	保健福祉課、母子通園センター 子育て相談室	継続
乳幼児健康相談	児の発達状況を確認するとともに、親の不安や悩みに応じ育児を支援します。	保健福祉課	継続
乳幼児栄養相談	乳児健診の機会を利用し、児の成長に適した食生活が送れるように相談に応じ、支援していきます。	保健福祉課	継続
育児不安早期把握事業	4か月健診の折に、アンケート等により育児不安を早期に把握し、虐待防止に努めていきます。	保健福祉課	拡充
育児サークルへの支援	親子の仲間づくりを目的として活動している保護者の活動の支援を行います。	保育課	継続

分野別施策の展開

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
先天性股関節脱臼検査	4か月児健診の際に、小児科医のスクリーニングにより、乳児の先天性股関節脱臼の早期発見、早期治療に努めます。	保健福祉課	継続
予 防 接 種	伝染する恐れのある疾病の発生及び、蔓延を防止するため法に基づいて予防接種を行います。	保健福祉課	継続
乳幼児医療費助成	乳幼児期の疾病による入院、通院にかかった医療費を助成します。(6歳の年度末まで)	町民課	継続
受動喫煙防止事業	妊産婦及び家族を対象に、パンフレット配布や新生児訪問時を活用した指導等により、乳幼児の受動喫煙を防止していきます。	保健福祉課	継続
子どもの症状の見分け方のパンフレット配布・作成	緊急時の子どもへの対応を判断するパンフレットを作成し、新生児訪問時に配布することにより、保護者の不安の軽減に努めます。	保健福祉課	新規
不慮の事故防止方法についての啓蒙	7か月児を対象に、パンフレットを活用し、家庭での事故防止について知識の普及に努めます。	保健福祉課	継続
歯 科 検 診	1歳6ヶ月、3歳児健診受診者を対象に、歯の健康状態をチェックし、歯科指導を実施することによりむし歯予防に取り組めるよう支援します。	保健福祉課	継続
フ ッ 素 塗 布	1歳～就学前の幼児を対象に、フッ素塗布をし、歯の質の強化をはかりむし歯を予防します。	保健福祉課	継続
9・10か月児相談	9・10か月児を対象に、歯の生え始めの時期に、歯科指導・離乳食指導を行うことで保護者がむし歯予防が実践できるよう支援していきます。また、絵本の読み聞かせや配布を行い、心豊かな子どもに育つよう支援していきます。	保健福祉課 絵本の会「おはなしはらっぱ」	継続
歯 科 保 健 指 導	12か月・1歳6か月・3歳児健診受診者を対象に、むし歯予防のための食生活や歯みがき習慣、方法等を身につけることができるよう、個別・集団に対して指導を行います。	保健福祉課	継続
小児救急医療支援	摩周厚生病院の一時救急医療の24時間対応などの充実に努め、保護者の不安解消を支援していきます。	保健福祉課	継続

4-1-2 子育て家庭への支援

現状と課題

専業主婦家庭や母子家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行うという観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が図られることが必要です。

本町においては、子育て相談室を中心に、保護者が責任とゆとりをもち、楽しく子育てができる保育環境づくりや、子育て相談・指導、育児不安の解消など、地域における子育て家庭に対する支援策を進めております。

しかし、今回の実態調査によると、本町を子育てしやすいまちと考えている保護者は1/3にすぎず、一人ひとりの抱えている子育ての不安や悩みも多種多様であり、子育て費用の軽減、遊び場の確保、医療機関の充実、多様な保育サービスの拡充、多様な相談体制の充実、性別分業意識の改善等の要望が高いことがわかりました。

今後は、地域住民、保育や教育・医療等の関係機関と福祉がさらに連携を強化し、職員の資質向上を図り、ゆとりをもって子育てができ、また、子育てに喜びをもてる環境づくりが求められています。

分野別施策の展開

各種保育サービスの実施状況

保育所（園）名	実施保育サービス						
	延長保育 （開所時間）	乳児 保育	病後 児保 育	一時 保育	障害 児保 育	地域 子育て 支援	園庭 開放
公立 おひさま 保育園	月～金 8：00～18：00 土 8：00～12：30						
公立 川湯保育園	月～金 8：00～18：00 土 8：00～12：30						
公立 屈斜路へき地 保育所	月～金 8：30～16：30 土 8：30～11：30						
公立 奥春別へき地 保育所	月～金 8：30～16：30 土 8：30～11：30						

幼稚園における子育て支援サービスの実施状況

幼稚園名	実施サービス内容	
私立 摩周丘幼稚園	預かり保育	地域の実態や保護者の要請により、希望者を対象に、専門職員を配置し、午後5時まで、保育士の指導計画に基づき活動を行っています。
	長期休業期間の預かり	夏季、冬季、春季とも、実施
	放課後児童クラブ	基礎学力の定着、基本的な生活習慣の習得を通し、児童の健全育成を図る。

幼稚園における子育て支援活動の推進

地域の子どもたちに遊び場を提供したり、子育てに関する悩み相談に応じたりする等、幼稚園が地域の幼児教育センターとして、その施設や教育機能を地域に解放することによって、子育てに取り組む家庭を様々な形で支援しようというものです。

実施内容としては次のようなものがあります。

- 保護者に対する教育相談
- 各種教育講座の開催
- 地域の子供たちへの遊び場の提供
- 子育て情報の提供を含めた親同士の交流
- 高齢者、ボランティア団体等との地域交流等

分野別施策の展開

民生委員児童委員活動状況

(単位:人、件)

年度		平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
民生委員児童委員数		30	30	30	30	30
主任児童委員数		2	2	2	2	2
相談指導件数 (児童に係わるもの)	家族	17	11	9	34	13
	健康	20	10	32	15	21
	非行・健全育成	71	44	23	71	147
	その他	608	674	642	723	392

育児サークルの活動状況

年度	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
サークル数	1	1	1	1	1
児童登録数	38	32	32	14	10

公園の整備状況(平成16年4月1日現在)

公園名	所在地	遊具	砂場	ベンチ	水のみ 場	トイレ	その他
泉ヶ丘公園	泉4丁目			○	○	○	
湯の島公園	湯の島 3丁目			○			
水郷公園	美里 4丁目	○		○	○	○	水車小屋 野鳥観察小屋 岩連絡橋
川湯駅前公園	川湯駅前 1丁目						
摩周森の公園	摩周 3丁目		○	○	○	○	管理棟
川湯市街地小公園	川湯温泉 2丁目						
見晴台公園	高栄 4丁目		○		○		
泉ヶ丘公住広場	泉3丁目						
湯の島広場	湯の島 2丁目						
おひさま公園	泉1丁目	○				○	

分野別施策の展開

地域における子育て支援の整備状況

支援の種類	内 容	
子育てサポート	社会福祉協議会が主体となり、産後の家事・育児支援を必要とする産婦、社会的理由（通院・傷病など）により一時的に保育ができない就学前の児童をもつ保護者、リフレッシュを必要とする保護者に対してサービス提供会員で対応しています。	
育児相談	各保育園において育児相談を実施しています。	
子育て相談室	育児相談・親子の交流の場・保育園庭開放・サークルの育成支援を実施しています。 場所：おひさま保育園 日程：0～1歳 毎週月曜日 9:30～11:00 2～3歳 毎週火曜日 9:30～11:00 混 合 毎週木曜日 9:30～11:00 内容：ゲーム、読み聞かせ、体育遊び、おもちゃづくりなど	
子育てネットワーク	虐待防止のため、関係機関との連携を図っています。	
情報の提供	・広報・てしかが町知得便利帳・ポスター ・おひさま通信	
子どもたちの居場所 (公共施設の利用)	学校校庭・保育園・図書館	
遊び場の確保	保育園園庭・公園・広場	
親・子の交流 及び情報交換	子ども フェスティバル	時代と共に変化する「あそび」を中心に体験コーナーやお菓子作り等を実施、親と子又地域との交流を図ります。
	親子とんかち 広場	端材を利用した木工製作を通して、親と子の交流を図ります。



1) すべての家庭への子育て支援サービスの充実

取組の方向

全ての子育て家庭が必要な情報を得られる体制づくりを進めます。

悩みや不安を気軽に相談できる環境や専門家への相談窓口など、多種多様な相談に対応できる相談体制を整備していきます。

親子で遊べる安全な場所や、親子が集える場所を確保していきます。

子育てについて、父親や家族の理解が得られるように、父親や家族の育児参加を促進していきます。

母親が精神的余裕をもてるようにリフレッシュの場の確保に努めます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
子育てマップの作成・配布	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップの作成・配布を検討していきます。	保育課 保健福祉課	新規
子育て相談室	育児相談・親子の交流の場・保育園園庭開放・サークルの育成支援を実施しています。	保育課	拡充
子育て電話相談	電話での育児相談や訪問相談（出前保育）を実施して行きます。		
教室開放	専用の教室を開放、おもちゃを用意し、親子が楽しく遊べる場を提供していきます。		
親子遊び	親子で楽しめる手作りおもちゃやルールのある遊びを工夫し、実施しています。		
育児サークル支援	遊びや場所を提供し、情報交換等を行います。		
地域子育てサポート事業	社会福祉協議会が主体となり、登録制により、祖父母や近隣の人の子育てに理解と協力が出来る様、ボランティアサポーターの育成や情報提供を行います。	保育課 社会福祉協議会	拡充
子育てネットワーク事業	虐待防止のため、関係機関との連携を図ります。	保育課	継続
父親の育児参加の推進	子育てに夫の参加を促すため、第一子の母子手帳交付時、パンフレット「お父さんも主人公」を配布します。	保健福祉課	継続

分野別施策の展開

2) 保育サービスの充実

取組の方向

保育ニーズの多様化に対応できるよう保育サービスの提供に努めます。

地域に開かれた保育園として、地域の他世代との交流の機会を設けるとともに、情報の発信、子育ての悩み相談、親の育成などの機能も充実していきます。

幼稚園における、預かり保育、放課後児童クラブ等、子育て支援機能を充実していきます。

親の就労の有無・形態で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長をうながす機能を備えることを重要と考え、保育所、幼稚園の機能を見直すとともに、幼保一体化の方向についても検討していきます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
乳 児 保 育	0歳児から保育園の受け入れをし、必要な保育を行います。産後休暇明けや育児休業明け等、年度途中における需要にも対応します。	保育課	継続
休 日 保 育	親の就労状況を把握し、需要に対応できるよう努めます。	保育課	新規
一 時 的 保 育	就労形態の多様化や緊急時の保育に対応できるようサポートと常に連携をとり、情報の収集や提供等協力体制の強化に努めます。	保育課 子育て相談室	継続
保育所の地域支援機能の充実 (子育て相談室)	おひさま保育園において、子育てサークルの育成や情報提供、教室開放による遊び場の提供など、子育て支援機能の充実に努めます。	保育課	拡充
幼稚園の子育て支援機能の充実	幼稚園における、預かり保育、放課後児童クラブなど、幼少教育の充実に努めます。	摩周丘幼稚園	継続
幼保一体化の検討	幼保一体化の可能性について、調査研究を進めていきます。	保育課 摩周丘幼稚園	継続

3) 子育て支援のネットワークづくり

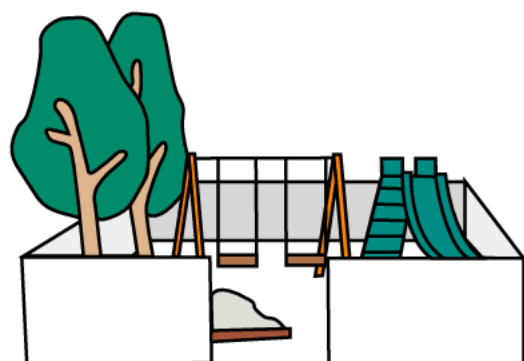
取組の方向

関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・防止に努めます。

子育て家庭に子育て支援についての適切な情報を提供していきます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目 標
子育てネットワーク事業（再掲）	虐待防止のため、関係機関との連携を図ります。	保育課	継続
子育てマップの作成・配布（再掲）	各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップの作成・配布を検討していきます。	保育課	新規



分野別施策の展開

4) 経済的負担の軽減

取組の方向

児童手当制度の普及に努めます。

就学前のお子さんの医療費の一部を助成します。

幼稚園に通園する園児の保育料の軽減を図ります。

乳児を養育している家庭に対し、経済的支援を行います。

小・中学校に通学するお子さんの家庭に対し、経済的支援を行います。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
児童手当の給付	小学校第3学年修了前の児童を対象に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質向上に役立てることを目的とし、児童手当を支給します。(所得制限あり)	保健福祉課	継続
乳児の医療費の助成	6歳の年度末までの、乳幼児の疾病による入院、通院にかかった医療費を助成します。(所得制限あり)	町民課	継続
幼稚園就園等に対する援助	幼稚園に通園する園児の保護者に対し、園児の保育料等を補助します。(所得制限あり)	教育委員会管理課	継続
乳児養育支援事業	本町に居住し、乳児(1歳未満)を養育している家庭に紙おむつ、粉ミルク助成券を配布、養育に対する経済的支援を行います。(住民登録をされている方が出産した場合に対象となります。)	保健福祉課	新規
新入学児童祝品	小学校に入学する新一年生に祝品とピアノを贈ります。	教育委員会管理課	継続
就学援助費	経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費及び学用品費等の助成を行います。(所得制限あり)	教育委員会管理課	継続
学校教育費父母負担の助成	小・中学校に通学する児童・生徒の保護者に対し、学校に支払う教材費等の一部を助成します。	教育委員会管理課	継続

4-1-3 支援を必要とする子どもと家庭への支援

現状と課題

母子家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行うという観点から、特に虐待傾向にある家庭や母子家庭、障害のある子どもをもつ家庭へは、ニーズの把握と適切な援助が必要となります。

本町においては、乳幼児健診や個別訪問、児童委員等の関係機関との連携のもとに、子育て家庭のニーズの把握・相談に努めています。

今回の実態調査によると、虐待傾向のある人は、親としての自信のなさや配偶者の非協力などが様々なストレスを生み出していることが考えられ、虐待の防止策として、親であることの訓練の場やリフレッシュできる場などの提供が求められていることがわかりました。

ひとり親家庭については、前述（p11 参照）の子育て世帯の推移からわかるように、その割合は緩やかながら年々増加の傾向にあります。特に、母子家庭においては、経済的に苦しく、失業率も高いこともあり、養育費の確保や経済的支援、就労支援など、自立に向けての総合的な支援策が求められています。

心身のどこかに発達上の心配がある児童については、弟子屈町母子通園センターにおいて、生活指導や機能訓練・相談助言を行い発達を促していますが、関係機関との連携を強化し、子どもや保護者への支援や療育内容の充実が求められています。

今後は、地域住民、保育や教育、医療、警察等の関係機関と福祉が連携し、問題の発生予防、早期発見、早期対応等に努める必要があります。

分野別施策の展開

1) 児童虐待防止策の充実

取組の方向

児童虐待を未然に防ぐために、相談体制の充実を図ります。

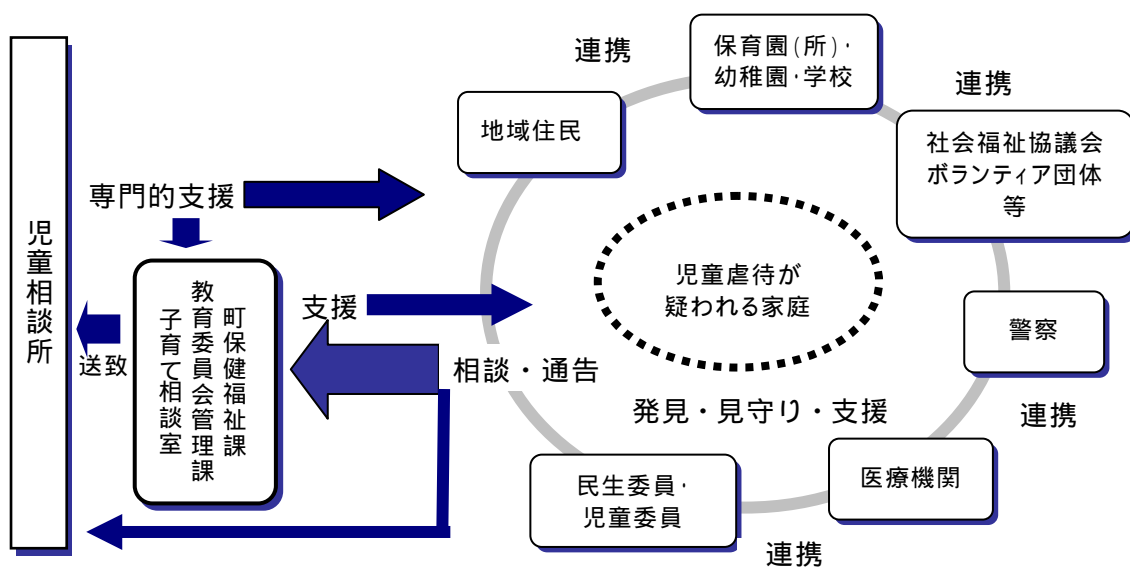
子育て中のストレスをリフレッシュするための保育の充実に努めます。

乳幼児健診や個別訪問、児童委員や住民の協力など、あらゆる機会を通して、育児困難家庭や虐待等の早期発見に努めます。

育児の不慣れなどに対応するため、訪問相談の充実に努めるとともに、社会福祉協議会で実施している地域子育てサポート事業を促進していきます。

住民に身近な地域において、児童虐待に対する取組を進めるため、保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等のネットワークを整備していきます。

児童虐待への対応の関係図



児童虐待防止ネットワーク会議

分野別施策の展開

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
孤立感・不安の解消	乳幼児健康診査や子育てママの交流会、未受診者等への個別訪問等を通して、子育て不安や孤立感の解消に努めます。	保健福祉課 子育て相談室	継続
相談事業の周知	子育て相談室や各保育園（所）などで実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進していきます。	保育課 保健福祉課 母子通園センター	拡充
地域子育てサポート事業(再掲)	社会福祉協議会が主体となり、登録制により、祖父母や近隣の人が子育てに理解と協力が出来る様、ボランティアの育成や情報提供を行います。	社会福祉協議会 保育課	拡充
関係機関の協力による早期発見	乳幼児健康診査や未受診者への個別訪問等を通して、また、児童委員の協力を得て、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。	保健福祉課 子育て相談室 母子通園センター	継続
保育園における早期発見	保育園においては、普段から児童虐待の兆候をいち早くキャッチできるよう親や子どもの様子に注意を払い、児童虐待を発見したら、すみやかに専門機関に通告（相談）することを心がけます	保育課 母子通園センター	継続
住民の協力による早期発見	児童虐待を発見した場合、速やかに通告することは国民一般の義務であることやその場合の連絡先について、住民に周知し協力を呼びかけていきます。	保健福祉課 保育課 母子通園センター	継続
子育てネットワーク事業（再掲）	虐待防止のため、関係機関との連携を図ります。	保育課 (子育て相談室)	継続
児童虐待防止ネットワーク事業	児童の権利を守り、児童虐待の未然防止や早期発見、早期解決を図ります。	保健福祉課 保育課 教育委員会 摩周厚生病院 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 自治会連合会 摩周丘幼稚園 校長会 高校 児童相談所 警察署	継続

分野別施策の展開

2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

取組の方向

ひとり親家庭等の子育てや生活支援を充実していきます。

ひとり親家庭等の経済的支援を充実していきます。

ひとり親家庭等において養育費を確保できるよう、支援をしていきます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目 標
自立支援・就業相談事業	母子家庭・寡婦に対し、生活一般の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導にあたる母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの活動内容等の情報を提供していきます。	保健福祉課	継続
児童扶養手当	母子家庭の生活安定と自立を促進するための制度で、母子家庭または、父が重度の障害を有する方へ、児童扶養手当を支給しています。(所得制限あり)	保健福祉課	継続
養育費の確保	母子家庭の母等が養育費を確保できるよう支援していきます。また、法律専門家等による相談の実施についても周知、支援していきます。	保健福祉課	継続

3) 障害児等施策の充実

取組の方向

子ども発達健診等を活用して、疾病や障害の早期発見に努めます。

精密検査が必要な場合、適切な医療機関や相談機関について情報の提供を行い、フォローを確実に行います。

心身の発達に心配のある子どもや親に対し、医師・保健師など関係機関が連携し、適切な助言・指導に努めます。

心身の発達に心配のある子どもへ関係機関が連携し、支援や療育・教育内容の充実に努めます。

医療給付や特別児童扶養手当等により、経済的負担の軽減を図ります。



分野別施策の展開

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
子ども発達健診の活用	管内市町村でつくる協議会が実施する子ども発達健診を活用し、療育の必要な児の早期発見と早期療育につなげていきます。	保健福祉課 母子通園センター	継続
児童巡回相談の活用	心身の発達に課題のある児に対して、専門家の相談指導を受ける機会を提供し、適切な支援を行います。	保健福祉課 母子通園センター	継続
母子通園センター事業	弟子屈町母子通園センター「もくば」において、心身の発達に課題のある児と親に対して、定期的に療育の場を提供し、日常生活における基本的動作や集団生活への適応訓練及び家族への家庭療育を支援します。	保健福祉課 保育課 白糠学園地域療育センター ボランティア 連絡協議会	継続
発達相談	乳幼児の運動、情緒、知的及び言語等の発達に心配や不安のある母子に対し、助言や支援を行います。		
地域療育センター	白糠学園地域療育センターと連携を図り、専門職員による療育指導（訓練）や療育指導のできる場を提供、支援していきます。		
あそびの広場	1歳6か月及び3歳児健診で要観察となった乳幼児を対象にあそびの場を提供し、子、親に対して発達支援を行います。		
療育キャンプ	心身の発達に課題のある児に対し、普段とは違った環境で過ごす体験を通して、さまざまな刺激を与え、発達を促すとともに、親に対しては、知識習得及び情報交換の場を提供し、支援を行います。		
エプロン交流会	年3回、母親を対象とした料理教室を実施し、親睦を深めると共に情報交換を行う場を提供しています。		
障害児保育	保育に欠け心身に障害を持つ幼児に対し、健常児との集団生活を通じ、適切な指導保育を行います。	保育課 母子通園センター 保健福祉課	継続

分野別施策の展開

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目 標
「親の休日(レスパイト)」事業への協力	平成 14 年度から開始された障害児を持つ親に対して休養をとってもらおう事業で、全面的に協力していきます。	保健福祉課 母子通園センター 保育課 社会福祉協議会 ボランティアセンター	継続
親の会活動への支援	平成 14 年度に障害児を持つ親が主体となり、親の会「おもちゃ箱」を設立しましたが、地域が障害児(者)を理解し垣根なく共に生活できるよう、その活動を支援協力していきます。	保健福祉課、 母子通園センター	継続
就学指導委員会	療育の必要な児童生徒の就学に関し、保護者や対象児の相談や面接・指導を行い、児童生徒の適正な就学を目指し、釧路管内就学指導委員会との連携のもとに関係事業の推進を図ります。	教育委員会管理課 各小・中学校長 及び担当教諭 保育園 幼稚園 保健師 母子通園センター 指導員 主任児童委員	継続
特別支援教育の推進	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥・多動性障害(ADHD)、高機能自閉症を含めた障害のある児童生徒一人一人の状況を把握して、適切な教育や指導を通して必要な支援を行っていきます。	教育委員会管理課 母子通園センター 保健福祉課 保育課	新規
療育担当者会議	子どものより良い成長を願って、幼児とその家族等を取り巻く種々の問題に対し、各関係者間の情報交換や必要なケースの対処方法等について検討します。	母子通園センター 町内の各保育園 幼稚園 保健師 福祉関係者	継続
未熟児養育医療給付	医師が必要と認めた未熟児を速やかに入院させ、必要な医療給付を行う。	保健所	継続
育成医療給付	身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るため、必要な医療を行うもので、確実な治療効果が期待できるものに対して、医療給付を行ないます。	保健所	継続
小児慢性疾患医療給付	慢性疾患に罹患している児童で、特に長期の療養を必要とする者に対し、医療給付等を行います。	保健所	継続
特別児童扶養手当	20 歳未満の障害のある児童を養育している保護者に手当てを支給します。(所得制限あり)	保健福祉課	継続
特殊教育就学奨励	特殊教育諸学校に就学する児童生徒の保護者に対し、給食費及び学用品費等の助成を行います。(所得制限あり)	教育委員会管理課	継続

4-1-4 仕事と子育ての両立支援

現状と課題

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めるが必要です。また、職場優先の意識や固定的な性別役割分担等の意識改革を図るため、広報・啓発、研修、情報提供等を積極的に推進することが必要です。

今回の実態調査によると、父親は仕事重視、母親は子育て重視の傾向でした。育児休業制度見直しは進んできていますが、パートやアルバイトでの就労では、対象とならない場合も多く、母親の育児休業の取得経験は3割弱でした。

子育てと仕事の両立支援として、一般的には育児休業制度の充実や多様な保育サービスの充実が必要であるといわれますが、調査結果では「配偶者の家事・育児の分担による協力・理解」を8割近くが必要と感じており、働く女性が、家事や育児の負担の女性への偏りを非常に感じていることがわかりました。また、従来の延長保育などの保育サービスや放課後クラブの充実よりも、「子どもの看病等に休暇の取れる制度」を希望する方が多く、子どもが病気のときの対処が切実な問題と思われま

働き方の見直しについては、1自治体の努力では対応不可能であり、事業主等の理解と連携により、子どもが病気のときの看護休暇の取得についての職場の理解など、子どもの視点にたって、仕事と子育てが両立できる労働環境を整備していく必要があります。また、多様な保育サービスの充実が求められていますが、子どもの発育にとって、望ましい環境を整備する視点を重視して、進めていく必要があります。

分野別施策の展開

放課後児童クラブの状況（各年4月1日現在）

年度	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
総児童数	555	525	500	493	477
児童クラブ数	4	4	4	4	4
在籍者数	72	75	91	85	101
在籍割合（％）	13	14.3	18.2	17.2	21.2

放課後児童クラブの実施場所（平成16年4月1日現在）

施設名		みはらし台 児童館	東部児童館	すずらん丘 児童館	川湯 青少年会館
開設 時間	平日	13時～ 17時30分	13時～ 17時30分	13時～ 17時30分	13時～ 17時
	土曜日	10時～ 17時30分	-	-	9時～ 17時
	長期休業期間	10時～ 17時30分	10時～ 17時30分	10時～ 17時30分	9時～ 17時
備考		平成15年度 から障害児 童受入(2名)	土曜休館、利用 者はみはらし 台児童館へ	土曜休館、利用 者はみはらし 台児童館へ	川湯青少年会 館火曜休館の ため土曜実施

1) 多様な働き方の実現、働き方の見直し

取組の方向

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発、研修、情報提供を行います。

主な事業

事業名	内容	担当課及び 連携機関	目標
父親の育児参加の 推進(再掲)	子育てに夫の参加を促すため、第一子の母子手帳交付時、パンフレット「お父さんも主人公」を配布します。	保健福祉課	継続

分野別施策の展開

2) 仕事と子育ての両立支援の推進

取組の方向

仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービス及び放課後児童クラブの充実に努めます。

関係法制度等の広報・啓発、情報提供に努めます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
乳児保育(再掲)	0歳児から保育園の受け入れをし、必要な保育を行います。産後休暇明けや育児休業明け等、年度途中における需要にも対応します。	保育課	継続
低年齢児保育の充実	仕事と子育ての両立を支援するため、低年齢児保育の需要に対応できるよう受け入れ態勢等の整備を進めていきます。	保育課	継続
休日保育(再掲)	親の就労状況を把握し、需要に対応できるよう努めます。	保育課	新規
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	長期休暇を安全に過ごせる様、地域で保育し児童の健全育成を図ります。	保健福祉課	継続
児童クラブの土曜日(週6日)開設	仕事と子育ての両立を支援するため、児童クラブの土曜日開設の推進を図ります。	保健福祉課	拡充
育児・介護休業制度の周知	広報等により育児・介護休業制度の周知を図ります。	経済観光課 商工会	継続



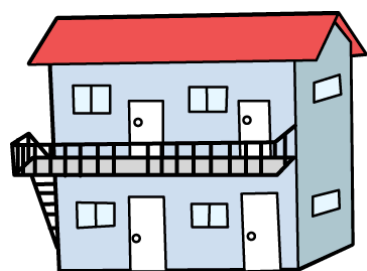
4-1-5 子育てを支援する生活環境の整備

現状と課題

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保できるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅を供給していくことが必要です。また、子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境や、安心して外出できる環境の整備を進める必要があります。

今回の実態調査によると、3人に1人の割合で、「子育てするには家が狭すぎる」という悩みを抱えており、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」「授乳する場所や必要な設備がない」など、子ども連れでの外出に困っている様子がわかりました。また、公園等、子どもや子ども連れの親等が安心して遊ぶことのできる場所についての要望も数多く寄せられました。

今後は、公営住宅や公共施設のバリアフリー化、公園等の整備を進める必要があります。



分野別施策の展開

1) 安心して外出できる環境の整備

取組の方向

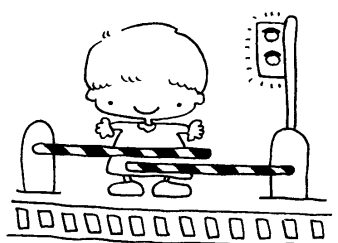
子ども、子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備に努めます。

子ども連れの親等が、安心して外出できる環境の整備を進めます。

親子が安心して遊べる環境の整備を進めます。

主な事業

事業名	内容	担当課及び連携機関	目標
道路交通環境の整備	公共施設、中心市街地を周遊できるルートを中心にバリアフリー化を進めます。	建設課	継続
公営住宅のバリアフリー化	公営住宅の建て替えに向けたバリアフリー化の推進を図ります。	建設課	継続
公園の整備	公園のバリアフリー化を検討していきます。	建設課	継続



4-2 子どもののびのびと育つまちづくり

4-2-1 子どもの健康の確保

現状と課題

食えることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達にかかせないものです。全国的な調査によると、小児期における肥満の増加と思春期の不健康やせの発現、幼児期にみられる朝食の欠乏、家族揃って夕食をとる頻度の減少、子どもの親世代の食に関する知識や技術の不足、調理済み食品の利用増加など、子どもの食を取り巻く現状には、多くの課題がみうけられ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てること、それを支援する環境づくりが重要になっています。また、未成年者の喫煙や飲酒は全国的に増加傾向にあり、妊産婦の喫煙・飲酒、幼児の受動喫煙など、たばこやお酒についても対策が必要になっています。

今回の実態調査によると、保護者の6割が「子どもの発育や健康、食事や栄養などが心配である」と回答しています。

今後は、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供、食事づくりの体験活動など、食育の推進を図る必要があります。さらに、思春期の心と体の健康づくり及び相談体制の充実を進めていく必要があります。

分野別施策の展開

1) 「食育」の推進

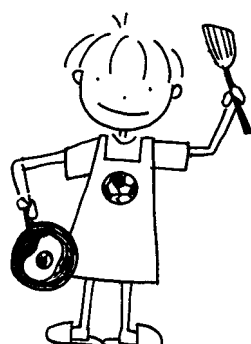
取組の方向

乳幼児期から、食に関する学習の機会や情報提供、食事づくりの体験活動を進めていきます。

中高生の健康づくりを支援していきます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目 標
乳幼児栄養相談 (再掲)	乳児健診の機会を利用し、児の成長に適した食生活が送れるように相談に応じ、支援していきます。	保健福祉課	継続
食育のための調理実習	子育て相談室の参加者を対象に、行事食やおやつの手作りを推進するため、定期的に講和と調理実習を行います。	保健福祉課 子育て相談室	継続
園児や親に対する食育指導	保育園児を対象に、食べる大切さや楽しさを知ってもらうための講和や実習を開催します。また献立表を活用した栄養指導を行います。栽培の体験や自然との関わりを通して、食に興味や関心が深まるよう指導を行います。 食生活が幼児に与える影響について、保健師や栄養士とも連携をとり、食事や衛生に関する講和を開設、親に対する指導を行います。	保健福祉課 保育課 摩周丘幼稚園	継続
小・中学生に対する食育指導	栄養教諭が児童生徒に望ましい食習慣を身につけさせるため、食に関する指導を行います。	給食センター 学校	拡充



2) 思春期の心と体の健康づくり

取組の方向

性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。

未成年の喫煙や飲酒、薬物等の影響についての啓蒙と防止に努めます。

中高生の心の問題に対処するために、専門家の確保及び相談体制の充実に努めます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
性意識啓発普及事業及び講演会	望まない妊娠を避けるため、思春期から命の大切さを知り、正しい性意識をもってもらう。	保健福祉課	継続
学校保健協議会	児童生徒の健康及び保健環境上の諸問題を調査検討し、より良い学校環境の整備改善を進めるために関係機関と連携強化を図ります。	学校医 学校歯科医 学校薬剤師 校長会 保健福祉課 給食センター 各校養護教諭 保健主事 教育委員会	継続
未成年の喫煙、飲酒を防止	喫煙や飲酒、薬物が健康に与える影響など、子どもが正しい知識を得るための指導方法や内容について、関係機関と連携をとり検討していきます。	保健福祉課 保健所 学校 地域住民	新規
思春期における心の問題に係る専門家の確保	中学校における教育相談の機能の強化を図り、いじめや不登校等、児童・生徒の相談に応じるため心の教室相談員の充実を図ります。	教育委員会管理課	継続



4-2-2 子どもの健やかな成長に資する環境の整備

現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、望ましい対人関係や集団生活ができにくくなって、他人と協調し行動できなかったり、望ましい人間関係を築けなかったりするなどの社会性の不足が多く指摘されるようになりました。子どもは様々な出会いや経験の中で成長していきますが、家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な倫理観やマナーを身につけたり、自立心を育成する上で重要な役割を担うものです。しかし、家庭や家庭を取り巻く社会の変化の中で、家庭教育に対する親の意識が変化していることや親戚や地域の支援が受けにくくなっていることなどにより、その教育力の低下が指摘されています。

子どもはかつて家庭だけでなく、地域社会でも多様な経験をして育ちました。子どもの社会性を育むためには、家庭・地域・学校が日常的にかかわりのある連携をしていく必要があります。重要なのは子どもたちに「自分が必要とされている」という体験をもたせることであり、大人は行動を共にし、多くの体験を積ませることにより、社会性を育てていく必要があります。即ち、遊びや生活経験を中心に据えた子ども同士の育ちあいの関係のなかで、一人ひとりの子どもに内在する能力の多様性は、その真価を発揮するのです。

子育て支援策等に関する調査研究によると、家庭内で手伝いをよくする中高生や、地域社会のなかで、ボランティア活動やスポーツ活動等を通して、より多くの人たちとふれあい経験が豊富な中高生は、将来に対する目的意識がはっきりしていることがわかりました。

子どもの豊かなところや生きる力を育むには、他世代とのふれあいや豊富な社会体験の場の創出、遊び場や居場所の確保、学習支援など、地域社会全体で子どもたちの健全育成のための環境の整備を進めるとともに、その教育力の低下が指摘されている家庭教育への支援を充実していく必要があります。

分野別施策の展開

青少年団体等の状況

	各種団体							
	子ども会		スポーツ少年団		ボーイスカウト		PTA (小学校・中学校)	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
平成11年	4	126	15	350	1	10	8	752
平成12年	4	101	15	345	1	8	8	712
平成13年	-	-	15	344	1	8	8	680
平成14年	-	-	12	353	-	-	8	634
平成15年	-	-	13	354	-	-	8	591

スポーツ少年団の活動状況(平成16年10月現在)

単位:人

団体名	会員数	団体名	会員数
弟子屈剣道	29	弟子屈バレーボール	68
弟子屈柔道	8	弟子屈バスケットボール	49
摩周空手道	29	弟子屈スピードスケート	12
摩周ジャガーズ(野球)	35	奥春別(スポーツ全般)	27
KAWAYU (野球・バドミントン)	42	屈斜路くるゆり (スポーツ全般)	23
弟子屈テニス	31	弟子屈スキー	27
TEAM SOUTHEN	19		

児童館の活動状況

年度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
施設数	3	3	3	3	3
児童厚生員	3	3	3	4	4
延利用人数	8,456	9,465	10,588	8,297	9,607



分野別施策の展開

社会教育・体育施設の現況

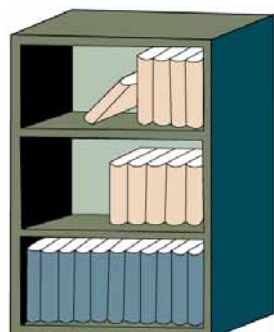
施設名	建設年	構造	収容人員
公民館	昭和41年10月	鉄筋コンクリート 2階建	600人
町営野球場	昭和34年10月		500人
川湯屋内ゲートボール場	平成元年1月	鉄骨造平屋建	200人
町営テニスコート	平成2年9月		300人
青少年会館	昭和48年12月	鉄骨一部2階建	800人
修武館	昭和53年11月	鉄骨造平屋建	300人
弟子屈町図書館	平成7年1月	鉄筋コンクリート 平屋建て	80人
川湯屋内温泉プール	昭和56年3月	鉄筋コンクリート 2階建	500人

図書館事業の現況

図書館行事	内容・回数・定員等	対象者
図書館バス	毎週火・木・土曜日に町内21ステーションで移動図書館を開設。	一般町民
絵本の読み聞かせ	毎週土曜日に絵本の会「おはなしはらっぱ」が絵本の読み聞かせを行っています。	幼児・小学生
読書感想文コンクール	年に1回、読書感想文コンクールを開催。	小学生～高校生

主なスポーツ行事(子ども関係)

行事	時期	対象者
美羅尾山ろく完走マラソン大会	10月	小学生、中学生、高校生
町民ウォークラリー	7月	小学生、中学生
町内小中学校スピードスケート大会	1月	小学生・中学生



1) 次代を担う人づくり

取組の方向

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発を充実していきます。

子どもの多様な体験機会の創出に努めます。

在学中から職業に対する意識を啓発していきます。

子どもの活動を支援する環境の整備を進めます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
意識の啓発	家庭や学校教育のなかで、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発を充実していきます。	保健福祉課 教育委員会管理課 学校	継続
赤ちゃんふれあい体験事業	高校生を対象に赤ちゃんに触れ合う機会を提供し、母性父性の育成をすることで、将来の子育てに役立ててもらおう。	保健福祉課	継続
中・高校生ボランティアの育成	小中学生を対象に、体験活動を通して人間形成を図るため、町内の保育所、郵便局、牧場等活動の場の確保に努め、ボランティア活動を促進していきます。	各小・中学校	継続
他世代とのふれあいの機会の創出	学校教育における地域住民参加を促進し、児童・生徒と他世代との交流を深めていきます。	教育委員会管理課 学校	拡充
職業体験機会の充実	在学中から職業意識を啓発するため、学校と町内の企業等の協力・連携の下に、中高生の職業体験の機会をつくっていきます。	教育委員会管理課 学校	継続
遊び場・居場所の確保	児童館、集会施設、学校の余裕教室等既存施設の有効利用や校庭・園の教室開放、児童遊園の充実を図り、子どもの遊び場・居場所の確保に努めます。	保健福祉課 保育課 教育委員会管理課 学校	継続
指導者の確保・養成	地域住民(P T A・婦人会・老人会等)の協力を得て、スポーツ活動等の指導者の確保に努めるとともに、子どもの遊びを支援する指導者の確保・育成に努めます。	教育委員会生涯学習課	継続

分野別施策の展開

2) 生きる力を育む教育環境の整備

取組の方向

幼稚園・保育所・小中学校と連携し、幼児教育の充実に努めます

生きる力の育成の基本となる確かな学力の向上に努めます。

困難を抱える子どもの支援に努めます。

児童館活動や図書館活動の充実に努めます。

体験学習などにより、豊かな心の育成に努めます。

体育の授業や地域のスポーツ活動を通して、子どもの健やかな体の育成に努めます。

子どもたちが自由に意見を述べ、自分を自由に表現する場や機会の創出に努めます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
幼児教育の充実	幼児教育の充実に向けて、幼児教育の情報提供、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園や保育園と小・中学校との連携を推進します。	保育課 各保育園(所) 教育委員会管理課 幼稚園 小学校 中学校	継続
確かな学力の育成	複数教員による少人数指導など、子ども1人1人に応じたきめ細かな指導の推進を図り、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力の育成に向けた取組を進めます。	教育委員会管理課 学校	継続
困難を抱える子どもの支援	不登校等の児童生徒及び保護者への支援のあり方を関係機関と連携し、検討していきます。	教育委員会管理課 小学校 中学校 保健福祉課 母子通園センター 子育て相談室	拡充
児童館の充実	子どもたちに健全な遊び場を提供し、情操豊かな児童の育成を図ります。	保健福祉課	継続

分野別施策の展開

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目 標
図書館活動の充実	図書の充実	教育委員会生涯学習課	継続
	移動図書館		
	行事の充実		
青少年健全育成事業	ジュニアリーダー養成派遣チャレンジキッズ・	教育委員会生涯学習課	継続
	てしかが冒険隊	教育委員会生涯学習課	継続
	ジュニアチャレンジスクール	教育委員会生涯学習課	継続
スポーツ活動	ファイトクラブ(スポーツ全般)	教育委員会生涯学習課	拡充
	はじめてのスキー教室	教育委員会生涯学習課	継続
	初心者スケート教室	教育委員会生涯学習課	継続
	水泳教室	教育委員会生涯学習課	継続
	スポーツ少年団活動への支援	教育委員会生涯学習課	継続
少年少女の主張弟子屈大会	日常生活での体験を発表することにより、自覚と責任に目覚め、健康な心身と発表力を身につけることを目的に開催しています。	教育委員会生涯学習課	継続
町内児童生徒書道・美術作品展	小・中学校児童・生徒の書写活動の振興と美術による表現を通じて、情操の涵養と創造精神の高揚を図ります。	教育委員会生涯学習課	継続
芸術鑑賞事業	釧路市などで開催される各種芸術公演へのバスの運行をはじめ、幼児や小学生の芸術鑑賞機会の支援に努めます。	教育委員会生涯学習課	継続

分野別施策の展開

3) 家庭や地域の教育力の向上

取組の方向

家庭教育への情報提供や相談体制の充実を図ります。

地域に信頼される学校づくりに努め、地域住民や関係機関の協力の下、地域の教育力の向上をめざします。

地域の教育力向上のため、地域資源の活用を図ります。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
広報等を活用した情報の提供	人や社会、自然とかかわる直接的な体験を与え、青少年の望ましい人格形成を図るため、子どもの様々な体験活動の機会や家庭教育支援に関する情報を、広報等により、提供していきます。	教育委員会生涯学習課	継続
親子いきいきクラブ	町内の親と子が同じ活動を行い、家庭の絆や家庭間の交流を深め、家庭教育の促進を図ります。	教育委員会生涯学習課	継続
教育相談体制の充実	子育て中の親が(家庭)教育に関して気軽に面接相談や電話相談ができるよう体制の充実を図り、実施していきます。	教育委員会管理課	継続
家庭教育手帳の活用	中学生以下の子どもをもつ家庭に、家庭教育手帳を配布し、親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいけるよう支援していきます。	教育委員会管理課	継続
世代間交流の推進	集会施設や地域の施設において、技術や文化を伝承する活動やスポーツ活動等を通して、世代間交流を促進していきます。	教育委員会生涯学習課	継続
学習機会の拡充(公民館事業)	小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催していきます。	教育委員会生涯学習課	継続
地域の教育資源の開放	体験活動の場として、学校施設の開放に努めます。	教育委員会管理課	継続
地域人材の教育現場への活用	総合的な学習の場へ、地域住民の豊かな知識や技術を登用していきます。	教育委員会管理課	継続
地域参観日の実施及び学校だよりの配布	小・中学校における子どもたちの育ちの様子を、学校だよりの参観を通して広く理解してもらえよう進めていきます。	教育委員会管理課	拡充

4-2-3 子どもの安全の確保

現状と課題

子育て・子育ちは、幼少期や小学校低学年だけの問題ではありません。小学校高学年から思春期を含む18歳までの児童を取り巻く環境は決して安全とはいえない状況があります。特に、子どもの交通事故死の増加傾向、Eメールを利用した子どもたちのコミュニケーション文化、それに伴ない犯罪被害者となるケースの増大、親等の虐待行為の増大、理由や目的について理解に苦しむような事件への被害者となるケースの増大など、保護者や家庭等の努力だけでは対応できない状況があり、地域社会全体での子どもの安全に対する取組が重要な課題となっています。

今回の実態調査によると、子育て中の保護者の8割近くが「子どもが危険な目に遭いそうなときは、手助けや保護をしてほしい」と地域全体に希望しています。また、子どもとの外出で困ることとして「暗い通りや見通しの悪いところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配」を3割近くがあげています。

子どもの安全に対する地域社会の意識づくり、組織づくり及び運動づくりを促進し、子どもたちが安全で安心して健やかに育まれる地域社会の実現を図ることが求められています。

分野別施策の展開

1) 子どもを事故や災害から守る活動の推進

取組の方向

乳幼児の家庭内での事故の防止に努めます。

交通安全教育を推進していきます。

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。

保育園・幼稚園・学校での防災対策等の充実を図ります。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
不慮の事故防止事業(再掲)	事故についての知識をつけ、不慮の事故を予防します。	保健福祉課	継続
交通安全教育の実施	基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させるため、保育園・幼稚園・学校において、交通安全教育を実施します。	保育課 保育園 幼稚園 教育委員会管理課 学校 総務課 警察署	継続
チャイルドシート着用の徹底	パンフレット配布や警察署との連携により、子どもの交通事故による被害を軽減するため、チャイルドシートの正しい着用を周知・徹底していきます。	総務課 警察署	継続
防災・防犯対策の充実	保育所園・幼稚園・学校における防火設備や不審者進入防止の整備の充実に努めるとともに、消防器具等の点検を定期的実施します。	保育課 保育園 教育委員会管理課 幼稚園 総務課 警察署 学校	継続
避難訓練の実施	災害発生時や不審者侵入の際に速やかな避難ができるよう、保育園・幼稚園・学校において、消防署及び警察署と連携し、避難訓練を定期的実施します。	保育課 保育園 教育委員会管理課 幼稚園 総務課 警察署 学校 消防署	継続

4-3 子どもと親の笑顔をみんなで支えるまちづくり

現状と課題

子どもはかつて家庭だけでなく、地域社会でも多様な経験をして育ちました。しかし、都市化や核家族化といった経済構造変化に対応する社会の変容は、地域社会や家庭の子育て機能を低下させ、子育ての面で親は多大なストレスを抱え込むようになりました。それが子どもへの虐待という現象を生み出しているともいえます。

今回の調査で、虐待につながるような傾向をもつ保護者は、家族や配偶者の問題、子どもとの対処の仕方、身近な相談の相手や場所、情報交換できる仲間や機会などについて不安や悩みが深いことがわかりました。このような背景には、核家族化による「孤育て」の状況、特に、親自身が核家族のなかで、子ども時代に多くの人とのふれあい体験をもたず、また、小さい子どもとふれあうことなく育ったなど、社会性が未発達のままの状況が考えられます。

このような問題を解決していくためには、親の孤立化を防ぎ、親の育児力を高めるようなプログラム（親業の講習会など）が、地域のなかで提供されることが必要になります。しかし、親が、単に一方的な行政サービスの利用者としてでなく、多様なボランティアを含む地域社会の人びととの交わりのなかで子育てをすることによって、知識や情報に頼るだけでなく自ら実践すること、仲間とともに考え確かめることで自信をもつこと、援助したり援助されたりする関係の喜びを知ることなどが、子育ての困難を克服する上で極めて重要なことと思われます。

そのためには、地域で親と子が気軽につどい、ふれあいながら、相互に育ちあえる場の提供が必要となります。さらに、子育て支援者のネットワークの連携を深めることで、孤立化の防止を図ることが重要となります。併せて、親と子を温かく見守る雰囲気や地域住民の中に広がっていくように、住民意識の啓発も必要となります。

分野別施策の展開

子どもと親のための社会資源・地域組織活動

	活動及び団体等	活動内容	担当課
施設	町保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査・各種相談事業他 	
	子育て相談室 (おひさま保育園併設)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て相談事業 親同士の情報交換の場 情報の提供 子育てサークル育成・支援事業 	保育課
	保育園(所)	<ul style="list-style-type: none"> 通常保育サービス 特別保育サービス 子育て支援事業 	保育課
	幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育 放課後児童クラブ 預かり保育 	摩周丘幼稚園
	児童館	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの遊び場 親同士の情報交換の場 放課後児童クラブ 	保健福祉課
	母子通園センター	<ul style="list-style-type: none"> 早期療育事業 発見事業 母子に対する療育支援 	保健福祉課
人材	民生委員・児童委員 (主任児童委員)活動	<ul style="list-style-type: none"> 子どもをめぐる様々な問題についても相談活動 行政機関とのパイプ役 地域のネットワークづくり 	保健福祉課
	健康推進員 (各地区)	<ul style="list-style-type: none"> 保健師と地域のパイプ役 	保健福祉課
	食生活改善推進員	<ul style="list-style-type: none"> 食生活を通じ健康づくり及び生活習慣病予防のために活躍 	保健福祉課
団体	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の活動支援 ひとり親家庭活動の支援 心配ごと相談 ボランティアセンター機能 	保健福祉課
	ボランティア連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアの育成援助 ボランティア活動に関する調査、研究 研究会並びに相互連絡、調整、情報交換会 	保健福祉課
	老人クラブ	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり スポーツ・趣味・文化などのサークル活動 友愛訪問 伝承活動・世代交流等 	保健福祉課 教育委員会 生涯学習課
	自治会	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全週間の街頭指導 	町民課
	子どもを療育中の保護者の会「おもちゃ箱」	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害についての知識の習得 療育環境の向上の推進 会員相互の情報交換及び交流 	母子通園センター
	絵本の会「おはなしはらっぱ」	<ul style="list-style-type: none"> 絵本の読み聞かせ 	教育委員会 生涯学習課
	子どもに夢を 実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> 9,10か月児相談時に保護者に対し、絵本を配布 	保健福祉課

4-3-1 子育て地域ネットワークづくり

1) 地域ぐるみの子育て支援の意識醸成

取組の方向

様々な活動を通して、地域での子育て支援の重要性を周知していきます。

地域全体で子育て家庭を支援し、虐待の予防に努めます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
地域ぐるみの意識の醸成	広報やホームページを活用して、地域ぐるみの子育て・子育て支援の意識啓発活動を進めていきます。	保育課 保健福祉課 摩周丘幼稚園	拡充
地域子育てサポート事業(再掲)	社会福祉協議会が主体となり、登録制により、祖父母や近隣の人が子育てに理解と協力が出来る様、ボランティアサポーターの育成や情報提供を行います。	保育課 社会福祉協議会	拡充
子育てサポート研修	育児援助に関する研修会を開催し、町民と共に考える子育て支援活動を進めていきます。	保育課 社会福祉協議会 保健福祉課	拡充
公民館活動等の活用	社会教育団体や体育団体の活動や地域の祭りなどを通して、地域住民に、地域での子育て支援についての理解を深めていきます。	教育委員会生涯学習課	継続
民生委員・児童委員の活動の周知	民生委員・児童委員の、子育てについての相談、地域で子どもを見守り育てていく体制づくり、児童相談所への窓口など、子どもが健やかに育つための活動内容について周知を図り、理解を深めていきます。	保健福祉課	拡充
住民の協力による虐待の早期発見(再掲)	児童虐待を発見した場合、速やかに通告することは国民一般の義務であることやその場合の連絡先について、住民に周知し協力を呼びかけていきます。	保健福祉課 子育て相談室 母子通園センター 摩周丘幼稚園	継続

分野別施策の展開

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目 標
学校保健協議会	児童生徒の健康及び保健環境上の諸問題を調査検討し、より良い学校環境の整備改善を図るために関係機関と連携強化を図ります。	教育委員会 学校医・歯科医 学校薬剤師 校長会 保健福祉課 給食センター 各校養護教諭等	継続
療育担当者会議 (再掲)	子どものより良い成長を願って、幼児とその家族等を取り巻く種々の問題に対し、各関係者間の情報交換や必要なケースの対処方法等について検討します。	保健福祉課 保育園 幼稚園 母子通園センター 保健師 福祉関係者	継続
就学指導委員会 (再掲)	児童生徒の適正な就学をめざし、釧路管内就学指導委員会との連携のもとに関係事業の推進を図ります。	教育委員会、 各小・中学校 の校長及び担 当教諭 保育園 幼稚園 保健師 母子通園センター 主任児童委員	継続

4-3-2 地域社会における子育て支援体制の整備

1) 地域における子育て支援体制のための拠点の整備

取組の方向

保育園における「子育て相談室」を充実し、地域の子育て支援の拠点としての整備を進めていきます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目 標
子育て相談室の充実	おひさま保育園における子育て支援センター機能の充実に努め、子ども同士が遊び、親同士が情報交換できる場所を確保するとともに、悩みや不安についての相談にも保育士等により対応していきます。	保育課	拡充

2) 地域資源活用による子育て支援

取組の方向

世代間交流・地域間交流の機会の創出を進めていきます。

社会資源活用により、活動の場や子どもの居場所確保を進めていきます。

主な事業

事業名	内 容	担当課及び連携機関	目標
世代間交流の推進(再掲)	集会施設や地域の施設において、技術や文化を伝承する活動やスポーツ活動等を通して、世代間交流を促進していきます。	教育委員会生涯学習課 子育て相談室	継続
学習機会の拡充	小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催していきます。	教育委員会生涯学習課	継続
地域資源の活用	社会教育施設やコミュニティ施設を親子交流の場として活用していきます。	教育委員会生涯学習課	継続
地域人材の活用	子育てアドバイザーとして、住民の豊富な子育て経験を活用していきます。	社会福祉協議会 子育て相談室	継続
地域子育てサポート事業(再掲)	社会福祉協議会が主体となり、登録制により、祖父母や近隣の人が子育てに理解と協力ができる様、ボランティアの育成や情報提供を行います。	保育課 社会福祉協議会	拡充

4-3-3 安全・安心の子育て社会づくりの推進

1) 子どもを見守る地域の連携

取組の方向

子どもたちを犯罪から守るため、地域全体での意識づくり、組織づくりを進めていきます。

「子ども110番の家」を継続、犯罪の防止に努めます。

地域防犯パトロールによる犯罪の防止を進めていきます。

主な事業

事業名	内容	担当課及び連携機関	目標
地域全体での取組の推進	地域住民の協力を得て、子どもたちを犯罪から守るための見回り等の意識づくりや組織づくりを進めていきます。	総務課 警察署 防犯協会 自治会	継続
「子ども110番の家」	子ども110番の家を継続、生徒の登下校時の安全確保に努めていきます。	教育委員会管理課 生徒指導連絡協議会	継続
地域防犯パトロール	防犯協会を中心とした地域防犯パトロール活動を支援していきます。	総務課 警察署 防犯協会 自治会	継続



目標事業量

5-1 ゆとりをもって楽しく子育てができるまちづくり

施策・事業	現 状 (平成 16 年度)	目標・指標等 (平成 17～21 年度)	担当課
子育てしやすいまちと思う割合	34%	増加	保健福祉課
子育てマップの作成・配布	—	平成18年度	保育課
児童クラブの土曜日(週6日)開設	1か所	3か所 平成17年度	保健福祉課
特別支援教育の推進	—	17年度より準備 19年度から実施	教育委員会 管理課
休 日 保 育	—	平成19年度	保育課
子どもの症状の見分け方のパンフレット作成	—	平成17年度	保健福祉課
育児不安早期把握事業	4か月児対象	新生児対象 平成18年度	保健福祉課
乳幼児世帯訪問	93%	対象の全世帯	保健福祉課
子どもフェスティバル	年1回	参加対象者の拡大を図り、21年度まで実施	保育課
乳児養育支援事業	—	平成17年度	保健福祉課

5-2 子どもがのびのびと育つまちづくり

施策・事業	現 状 (平成 16 年度)	目標・指標等 (平成 17～21 年度)	担当課
地域参観日の実施	弟小・中各年1回	弟小・中各年2回	教育委員会管理課

5-3 子どもと親の笑顔をみんなで支えるまちづくり

施策・事業	現 状 (平成 16 年度)	目標・指標等 (平成 17～21 年度)	担当課
子育て相談業務の充実	1か所	2か所	保育課
地域子育てサポートネットの充実(協力者)	30人	50人	保育課
子育てサポート研修の開催	年2回	年3回	保育課

・ 行動計画の推進にむけて

本計画の推進にあたっては、国や道等の関係機関との連携を図るとともに、住民、事業者、各種団体の協力が不可欠です。そのため、広く本計画の周知を図り、行政と住民がそれぞれの役割を担いながら、一体となって施策が展開されることが必要です。

また、本計画を実現するためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、庁内各課はもとより、関連機関との相互協力が求められます。

さらに、本計画を効果的に推進していくために、今後、計画の進捗状況の評価ならびに見直し等について、検討する必要があります。

1) 計画の普及・啓発

本町が次世代育成支援施策を推進するよりどころとなる本計画の趣旨や理念、めざすべき方向等に対する理解を深められるように、住民や関連機関等に計画の普及・啓発を推進します。

2) 関係団体・関係機関の連携

子どもを育てる人が住みなれた地域で安心して生活をするためには、すべてのサービスが有機的に連携し、必要とするサービスが適切に提供されることが求められます。また、本町において、子どもたちが自信と誇りをもって健やかに育つためには、「父母その他の保護者の子育てについての第一義的責任」はもとより、家庭・学校・地域社会・行政関係機関の連携及び地域の温かいまなざしが必要です。

家庭・医療機関、保健所、保健福祉機関、保育・教育機関等の密接な連携の下、保育サービスの充実、総合的な医療・相談・指導体制の強化を図ることにより、みんなで子育て・子育てを支えるまちづくりをめざします。

3) 地域社会の役割

(1) 家庭の役割

男女の役割分担に対する意識を変え、父親が積極的に育児参加することが必要です。また、子どもが社会に適応していくため、最も近い人間関係の場である家庭において、子どもに基本的倫理観や社会的マナーなどの社会性や、自制心や自立心を身につける機会を与えることも重要です。

(2) 地域の役割

子どもの社会性を育てるため、世代間交流や、積極的に地域の催しに参加したりする機会を増やしていくことが必要です。また、危険からの見守りなど、地域全体で子育て・子育ちを支援していく意識の醸成が重要です。

(3) 学校の役割

子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康と体力など、「生きる力」を育むことが必要です。また、魅力ある学校づくりを進めるため、学校に住民が参加しやすい環境を整備することが重要となります。

(4) 行政の役割

ニーズに適した事業の取組を検討・推進していくことが必要です。子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる環境を推進していくために、関係者間の緊密な連携・協働が重要となります。

(5) 企業の役割

女性の労働力が不可欠である今日、男女がともに仕事と子育てを両立することができるような雇用環境をつくっていくことは、企業にとっての重要な役割です。

育児休業制度の充実、勤務時間の短縮、子育てに対する職場の意識改革といった支援が必要です。また、交通機関や店舗などの企業活動には、小さな子どもを連れていても、安心して利用できるような配慮が必要です。

4) 計画の策定後の点検・推進体制

基本理念に基づく目標を達成し、子育て・子育ちを総合的に支えるために、本計画の進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

・ 行動計画の推進にむけて



資料編

資料編

1. 近年の少子化・子どもに関する動き

近年の少子化・子どもに関する動き

年 月	内 容
平成元(1989). 8	合計特殊出生率が1.57となる
平成 2(1990). 8	「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」を発足 ...政府が関係14省庁を集めて発足、現行施策などに関する報告書を提示
平成 4(1992). 4	育児休業法施行
平成 6(1994). 4	子どもの権利条約を批准 ...子どもの最善の利益を図るなど、子どもの権利擁護をめざす
平成 6(1994).12	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」、及び「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5ヶ年事業）」を策定 ...関係省庁連絡会議報告書などをもとに、計画を作成
平成 7(1995).4	雇用保険法改正、施行（育児休業給付制度）
平成 7(1995).10	育児・介護休業法施行（一部平成11年4月）
平成 8(1996).5	母子保健計画策定について（厚生省児童家庭局母子保健課長通知）
平成 8(1996).12	中央児童福祉審議会基本問題部会中間報告 「少子社会にふさわしい保育システムについて」 「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて」 「母子家庭の実態と施策の方向について」
平成 8(1996).12	「男女共同参画2000年プラン」策定
平成 9(1997). 6	児童計画策定指針について（地方版エンゼルプラン）」を通知 ...厚生省から自治体に通知、各自治体における計画策定を求める
平成 9(1997). 6	児童福祉法の改正
平成 9(1997).10	人口問題審議会報告 少子化に関する基本的考え方について －人口減少社会、未来への責任と選択－ 37の都道府県で、高齢者人口が子ども人口を上回る（総務庁）

平成 10(1998) . 10	改正児童福祉法が施行（平成 9（1997）.6 改正） ...法改正により、以下の 3 点を柱とする児童家庭福祉制度の見直しを行う
(1)	保育制度の見直し （保護者の保育所選択を可能にする、保育料負担方法の見直し、放課後児童健全育成事業の法制化など）
(2)	児童自立支援施策の充実（児童家庭センターなど相談・支援施設の活動強化など）
(3)	母子家庭支援策の見直し（母親の雇用促進を中心とした施策の実施）など
平成 10(1998) . 6	厚生白書 10 年版が「少子社会」をメインテーマに ...「少子社会を考える—子どもを生き育てることに夢を持てる社会を—」と題して報告
平成 10(1998) . 12	総理府主催「少子化への対応を考える有識者会議」からの提言 「夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために」
平成 11(1999) . 5	「少子化対策推進関係閣僚会議」（第 1 回）の開催 ...少子化に対応し、関係行政機関相互が緊密に連帯するために、閣僚会議を随時開催へ
平成 11(1999) . 6	「少子化への対応を推進する国民会議」（第 1 回の）開催 ...「少子化への対応を考える有識者会議」の提言を受け、各界関係者の参加により開催
平成 11(1999) . 6	「男女共同参画基本法」公布、施行
平成 11(1999) . 7	青少年問題審議会答申 「「戦後」を超えて—青少年の自立と大人社会の責任—」
平成 11(1999) . 8	少子化対策臨時特例交付金（総額 2,000 億円）
平成 11(1999) . 12	少子化対策推進基本方針の策定 ...「少子化への対応を考える有識者会議」の提言の趣旨を踏まえ、政府が中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として策定
平成 11(1999) . 12	新エンゼルプランの策定 ...少子化対策推進基本方針に基づく重点施策の具体的実施計画として策定（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の 6 大臣合意）
平成 12(2000) . 3	21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）の推進について（厚生省事務次官通知）
平成 12(2000) . 4	「国民的な広がりのある取組みの推進について」の策定 ...「少子化への対応を推進する国民会議」にて各団体や国民会議が推進する取組みについて取りまとめ
平成 12(2000) . 5	児童虐待の防止等に関する法律の制定・・・11 月施行

資料編

平成 12(2000) . 6	改正児童手当法の施行 ...児童手当の支給対象年齢を義務教育就学前までに延長 (3歳未満→6歳到達後最初の年度末までに延長)
平成 12(2000) . 11	「健やか親子 21」策定 (厚生労働省)
平成 12(2000) . 12	「男女共同参画基本計画」策定
平成 13(2001) . 2	「青少年育成推進要綱」の全面改正を発表
平成 13(2001) . 7	「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定
平成 13(2001) . 8	母子保健計画の見直しについて (厚生労働省雇用均等・児童家庭 局母子保健課長通知)
平成 14(2002) . 1	「日本の将来推計人口 (平成 14 年 1 月推計)発表
平成 14(2002) . 4	青少年の育成に関する有識者懇談会の開催 (内閣官房長官決定)
平成 14(2002) . 6	「少子化対策推進基本方針」に基づく施策のフォローアップについ て (新エンゼルプランの進捗状況)
平成 14(2002) . 6	「第4回少子化への対応を推進する国民会議」の開催 少子化の対応を推進する国民会議参加団体の取組状況の取りまとめ
平成 14(2002) . 8	「平成15年度内閣府重点施策」の発表 「共生社会の構築への取組を推進する」
平成 14(2002) . 9	少子化社会を考える懇談会(中間とりまとめ) 「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会をつくる」 ～いのちを愛おしむ社会へ～
平成 14(2002) . 9	厚生労働省 少子化対策プラスワン—少子化対策の一層の充実に関する提案—
平成 14(2002) . 11	「母子及び寡婦福祉法」一部改正
平成 15(2003) . 3	厚生労働科学特別研究 (中間報告) 「次世代育成支援に向けた地方公共団体における行動計画の在り 方について」
平成 15(2003) . 3	少子化対策推進関係閣僚会議 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」取りまとめ
平成 15(2003) . 4	青少年の育成に関する有識者懇談会 「青少年の育成に関する有識者懇談会報告書」提出
平成 15(2003) . 5	健康増進法施行
平成 15(2003) . 6	青少年育成推進本部 の設置 (本部長：内閣総理大臣)
平成 15(2003) . 7	児童福祉法の改正 次世代育成支援対策推進法の成立 少子化対策基本法の成立

平成 15(2003) . 8	次世代育成支援施策の在り方に関する研究会(報告書の提出) 「社会連帯による次世代育成支援に向けて」
平成 15(2003) . 8	行動計画策定指針の告示
平成 15(2003) . 9	「少年非行対策のための提案」 国務大臣
平成 15(2003) . 12	少子化社会対策大綱検討会(第1回)
平成 16(2004) . 4	児童虐待防止法の改正
平成 16(2004) . 6	改正児童手当法の施行 ...児童手当の支給対象年齢を小学校第3学年終了前までに延長 (義務教育就学前→小学校第3学年終了前までに延長)
平成 16(2004) . 6	「少子化社会対策大綱」の策定
平成 16(2004) . 12	「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画)の策定

2. 児童の権利に関する条約のあらまし

条約締結の経緯と趣旨

1989年（平成元年）国際連合の総会で「児童の権利に関する条約」ができました。

この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。わが国は平成6年4月にこの条約を批准しました。

世界には、貧困、飢え、武力紛争、虐待などのひどい状態に置かれ苦しんでいる子どもが数多くいます。

この条約は、各国がこうした現実に向け、子どもたちの人権を尊重し、保護していくために作られたものです。

もちろん、国によっていろいろ違った考え方、文化、伝統や法律がありますが、この条約は、その中で、各国が協力していくことを目指したものです。

条約の主な内容

1. 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
2. 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
3. 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
4. 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
5. 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
6. 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも、ほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
7. 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
8. 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
9. からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
10. 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
11. 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
12. 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
13. 子どもが法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
14. この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

3. 用語の説明

用語	解説
あ 行	
育児・介護休業制度	仕事と育児の両立を支援するため、平成4年施行の育児休業法で定められた制度。1歳未満の子どもを養育する勤労者は、男女を問わず休業できる。男性の場合、配偶者が専業主婦の場合や産後休業中である場合も、少なくとも産後8週間までは育児休業を取得でき、育児休業取得を理由とした解雇や不利な取り扱いなどは禁止されています。休業期間中の賃金保障はありませんが、1995年4月より雇用保険から休業前賃金の25%、2001年1月から40%相当が支給されています。また休業期間中の社会保険料は免除されます。平成7年の法改正で介護休業も追加され、育児・介護休業法となりました。また平成14年には、小学校就業前の子どもの病気のための看護休暇制度なども盛り込まれました。
一時保育事業	保護者の断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態や病気等により、緊急・一時的に保育に欠ける児童に対して、また、専業主婦等の育児疲れの解消のため、一時的に保育を実施することをいいます。
エンゼルプラン	子育て支援に関する10年間の国の計画で、平成6年に当時の文部・厚生・労働・建設の4省が合意のもとに策定され、21世紀の少子社会に対応するため、国、地域社会、企業、職場が一体となって子育て家庭を支援することが示されています。また平成11年には、従来のエンゼルプランを見直し、重点的に取り組むべき分野の実施計画について、新たに大蔵と自治を加えた6省の合意による「新エンゼルプラン」が策定されました。
延長保育事業	保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に保育を実施することをいいます。
親 業	親業（Parenting）とは、「親としての役割を効果的に果たすための訓練」（P E T = Parent Effectiveness Training）のことで、1960年代にアメリカの臨床心理学者、トマス・ゴードン博士によって始められました。世界37か国で実施されており、日本では1980年に「親業訓練協会」が設立されて以来、各地で講座などが開かれています。

用語	解説
か行	
学習障害 (LD)	<p>知能は正常範囲内で、全般的な知的発達に遅れがないにもかかわらず、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの能力のうちで、特定の学習能力に困難を示し、さまざまな症状を示します。</p> <p>「Learning Disability」の頭文字を取って「LD」とも呼ばれ、中枢神経系の何らかの障害に起因すると考えられています。専門機関の援助を受けながら普通学級などで学習が進められますが、障害の程度が比較的軽いため、周囲の無理解からいじめの対象になることも多く、調査・研究・適切な支援への対応が求められています。</p>
学童クラブ (学童保育)	<p>保護者が就労等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対し、小学校の授業終了後に校舎・児童館・公民館等を利用して適切な遊びと生活の場を提供して健全な育成を図る事業。</p>
休日保育事業	<p>保護者が日曜日や祝日等の休日の勤務などで保育に欠ける児童に対して保育を実施することをいいます。</p>
健診 (乳幼児健康診査)	<p>乳幼児の健康管理や病気などの早期発見、生活習慣の自立などのために各種の健康診査が行われています。健診は、成長段階に応じて、生後1か月健診、生後3～4か月健診、6か月、9か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診などがあります。各市町村が直接あるいは医療機関などに委託して行い、料金は無料です(医療機関による任意の有料の健診もあります)。</p>
誤飲事故	<p>赤ちゃんは、ハイハイを始めて行動範囲が広がり、手指の機能が発達してくると、なんでも口の中に入れてしまうようになります。万が一、異物を飲み込んでしまったときには、吐かせる(石油製品、接着剤など吐かせてはいけないものもあります)、口の中を洗う、病院へ連れて行くなど、素早く適切な処置を行うことが大切です。</p>
高機能自閉症	<p>3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。</p>
合計特殊出生率	<p>15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの平均子ども数に相当します。人口を維持するためには、2.08前後(人口置換水準)が必要とされています。</p>

用語	解説
コーホート法	<p>コーホートとは、同年（または同期間）に生まれた人々の集団のことをいい、コーホート法とは その集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法をいいます。「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」があります。</p> <p>「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。</p> <p>「コーホート要因法」とは、各集団について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。</p>
子育て支援センター	<p>子育てに悩む母親を支援する施設。育児相談、子育て支援情報の提供、育児ボランティアの育成、子育てサークルなどへの支援、関係機関との調整、子育て講演会の開催などを行います。</p>
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	<p>保護者が仕事や通院等により帰宅が遅くなり、家庭における養育が困難となった場合に児童を夜間（午後5時～午後10時など）に、児童福祉施設等で預かり生活指導や食事の提供等を行うことをいいます。</p>
子育て短期支援事業（ショートステイ）	<p>保護者の疾病、出産、仕事、育児疲れなどにより家庭における養育が一時的に困難となった児童、および夫等の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子等を児童福祉施設等において短期間（原則7日以内）養護・保護することをいいます。</p>
子育て・子育て ・親育ち	<p>親による子育てである「子育て」に対し、「子育て」は子ども自身が自ら育つことを指し、「親育ち」は子どもを育てることを通して、親自らが育っていくということを強調した言葉。</p> <p>また、子どもの発達段階でとらえて、乳幼児の保育を対象とした「子育て」、児童健全育成の分野を指す「子育て」としても表現されます。</p>
子育て力	<p>地域や家庭等における子どもを健やかに育み、育てる力。近年、核家族化や人間関係の希薄化などからそれぞれ低下していると指摘されています。</p>
子ども	<p>児童福祉法では、0歳から18歳未満までの子どもを「児童」としています。また子どもの表記には、「子供」「こども」「子ども」がありますが、この計画分野では、国の計画や厚生労働白書などに一般的に使用されている「子ども」を使用することが主流となっています。</p>

用語	解説
子どもの権利条約	1989(平成元)年、国際連合は前文と54条からなる「子どもの権利条約」を採択しました。この条約では、「18歳未満のすべての者」を子どもとし、子どもに保障されるべきあらゆる権利を規定しています。特に、親の指導を認めつつも、子どもの意見表明権や表現の自由などに言及することで、子どもを権利行使の主体としてとらえた点において画期的な条約だといえます。日本では、「児童の権利に関する条約」として平成6年に世界で158番目の批准国となりました。
さ行	
産休 (産前産後休業)	労働基準法では、妊産婦に対して6週間の産前休業(多胎妊娠の場合は14週間)、8週間の産後休業を認めています。ただし、産後6週間経過後は、本人が希望し、医師が支障がないと定めた業務に就くことができます。
次世代育成支援 対策推進法	少子化の急速な進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に国会で可決・成立した平成27年までの時限立法。次世代育成支援対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体および事業主は、国が策定する行動計画策定指針に即して、行動計画を策定することとしています。
児童館	児童福祉法に基づく児童厚生施設の1つで、児童の心身の正常な発達を目的として健全な遊びを助長するための拠点施設。設備・運営については厚生労働省令によって定められており、児童に遊び、スポーツ、読書などを指導するだけでなく、子ども会や母親クラブなどの地域組織活動、留守家庭児童の保育、放課後児童健全育成事業など、子育て支援の場として幅広い活動をしています。
児童虐待 (Child abuse)	児童に対して、(1)身体的虐待、(2)性的虐待、(3)ネグレクト(放置、保護の怠慢)、(4)心理的虐待を加えること(平成12年5月17日に国会で成立した「児童虐待の防止等に関する法律」による定義)。昭和44年にアメリカの小児医学会のシンポジウムで、はじめて「Battered Child Syndrome(殴打をされた子どもに見られる症候群)」の名称があげられてから広く認知され、平成2年に「児童虐待防止協会」、平成3年に「子ども虐待防止センター」、平成8年には全国規模の「日本子どもの虐待防止研究会」が発足し、一般の人たちの間にも関心が高まっています。

用語	解説
児童虐待防止法	児童虐待問題の緊急性にともない、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の早期発見・早期対応を図り、児童虐待の防止等に関する施策を促進するための法律で、平成12年11月に施行されました。さらに、この法律は平成16年4月に改正され、「児童の人権」と「自立支援」という理念が明記されるとともに、児童虐待の定義が見直され、国及び地方公共団体の責務についてより具体的に明記されました。
児童相談所	児童福祉法によって都道府県・指定都市に義務設置されている児童福祉行政機関。児童の福祉を守る第一線機関として、家庭・その他から持ち込まれる児童の福祉に関するさまざまな相談に対し、養護・心身障害・育成相談、調査・判定・措置、一時保護、巡回相談・指導など、その児童や家庭にとって最も効果的な援助を行います。
児童手当（制度）	児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。 児童手当等は、9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（小学校第3学年修了前の児童）を養育している方に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当等は支給されません
児童福祉法	次代を担うすべての児童の健全な育成と福祉の積極的増進を目的とした総合的基本法。昭和22年に制定交付されて以来50回以上の改正が行われ、平成9年にはより積極的な児童の健全育成を図って大幅に改正されました。実施にあたっては、同法に基づいて児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則、児童福祉施設最低基準といった政省令が別に定められており、その他の通達などを含めて、児童福祉法の体系が構成されています。さらに、平成15年の改正により、地域における子育て支援事業が児童福祉法に位置づけられるとともに、すべての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として明確に位置づけられました。
児童扶養手当	父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。
自閉症	脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示す障害。言語能力が低く、対人関係を嫌い、手順などに強いこだわりや固執を示すなどの症状がある発達障害の一種と考えられています。

資料編

用語	解説
出生率	人口1000人に対する1年間の生産児数の割合のこと。日本では10月1日現在の人口を算定の基準としています。死産を含む場合は、出産率といいます。
障害児保育	広義には障害のある乳幼児の保育全般のこと、狭義には保育所で行う障害のある子どもの保育事業を指します。障害のある就学前の子どもは、障害児専門施設を利用するか特殊教育諸学校の幼稚部に通学する場合と、一般の保育所・幼稚園で保育を受ける場合の2つがあります。後者の場合、障害の程度が「集団保育が可能な程度の障害(中軽度)」で行われているのが一般的です。
少子化	一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率が下がったことに象徴される、子どもの数の減少傾向のことをいいます。
助産師	助産師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた人で、現在は女性に限られています。就業場所は、病院・診療所・助産所などがあります。主な仕事として、助産および妊婦じょく婦、新生児の保健指導、思春期から更年期までの女性の避妊/家族計画を含めた健康相談なども行います。
スクールカウンセラー	いじめや不登校など児童生徒の問題行動等の対応にあたっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることが重要であることから、臨床心理士等がスクールカウンセラーとして配置されています。
健やか親子21計画	乳幼児期などにおける保護者の育児不安や虐待、思春期におけるこころの問題や性の問題など、さまざまな問題を解消するために、住民、各関係団体、行政が一体となって健康づくりを進めていくための計画。
ソーシャルワーカー	社会福祉士として制度化されている国家資格の1つです。身体や精神に障害があったり、環境上の問題で日常生活に支障がある人などに相談、助言、指導、援助を行うことを仕事とします。実践の場は広範にわたり、職種もさまざまです。児童相談所の中心的な所員である児童福祉司もソーシャルワーカーで、児童の一時保護、児童福祉施設入所・里親等委託の措置を実施したり、親権者の親権喪失宣告請求・児童の後見人の選任など、民法上の業務も行っています。

用語	解説
待機児童	保育所への入所申込みをしており、入所要件を備えているが、入所していない児童の数。ただし、平成14年度より「このうち、認証保育所・保育所・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者、及び近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者の都合で入所していない者を除いた児童の数」としています。
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいいます。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされています。
通常保育事業	保育所は、仕事や病気等のために家庭内の保育ができない場合に限り、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。通常保育とは、通常の開所時間内に保育を実施することをいいます。
注意欠陥/多動性障害(AD/HD)	AD/HDはAttention-Deficit/Hyperactivity Disorderの略語です。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。
つどいの広場事業	主に乳幼児(0～3歳)を抱える子育て中の親が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語りあうことで精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供することが必要であるとの趣旨で平成14年度に創設された事業です。
TT(チーム・ティーチング)学習	複数の教員がそれぞれの専門性を活かし、組織的に指導計画、学習指導案の作成、教材教具の開発、評価等を行いながら学習指導を行うこと。
特定保育事業	保護者がパート労働、定期的な看護や介護のために週2～3日または午前か午後のみなど(月64時間以上)、児童を保育できず、かつ同居の親族等も保育ができないと認められる家庭の児童に対して保育を実施することをいいます。

用語	解説
な行	
乳児保育	保育所で1歳未満の児童に対して行う保育のことです。昭和44年度から乳児保育指定保育所(乳児が3人以上入所し、乳児室、ほふく室など一定の設備がある保育所)を指定する形で実施されてきましたが、平成10年度に保育士配置の基準を改正し、どこの保育所でも乳児保育を実施できるようになりました。保育士配置基準は、乳児3人に対し保育士1人以上とされています。
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育) <施設型>	概ね小学校就学前までの児童で病気の回復期にあり、安静を要し、保育園や幼稚園に行けない場合に、医療機関や保育園等で児童を預かるサービスです。通常、このサービスを利用するには、保護者の側に仕事等のやむを得ない事情がある場合に限られます。
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育) <派遣型>	概ね小学校就学前までの児童で病気の回復期にあり、安静を要し、保育園等に行けない場合に、看護師等を児童の自宅等に派遣し、一時的に預かるサービスです。
乳幼児突然死症候群〔SIDS〕	乳幼児突然死症候群〔SIDS=Sudden Infant Death Syndrome〕とは、それまでの健康状態及び既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況が病理解剖(剖検)によってもその原因がわからない、乳幼児に突然の死をもたらした症候群と定義されています。多くは睡眠中に起こりますが、遊んでいる最中に起こった例も報告されています。日本では、約2,000人に1人の割合で起こるといわれており、なかでも1歳未満の赤ちゃんに多くみられます。
認可保育所	旧厚生省の基準(児童福祉法に基づき園庭や教室の面積、給食施設の面積などを設定)を満たした保育所は、認可保育所として登録できます。認可保育所は、施設整備に対して一定の公的補助があり、低所得者に配慮して保護者の支払う保育料は年収比率で設定(公立も私立も同額)されています。
ノーマライゼーション	障害者の住居・教育・労働・余暇などの生活の条件を可能な限り障害のない人の生活条件と同じようにすること。この考え方は、今日、障害のある人たちだけでなく、高齢者、女性など、社会的弱者とみなされている人びとに対する基本的な理念となっています。

用語	解説
は行	
バリアフリー	建物や交通機関、住宅などを高齢者や障害者、子どもなどすべての人が利用しやすくなるよう、妨げとなる障壁(バリア)となるものを取り除く(フリー)こと。
ひきこもり (閉じこもり)	人間関係、特に拒否する対象との人間関係を忌避して不登校や出勤拒否を長期間続け、自宅・自室にこもって外出しない状態のこと。日本全国で数十万人の若者が引きこもり状態にあるといわれ、親に対する暴力が繰り返されているケースもあります。ひきこもりの若者には、「親に認められたい」「こうなったのは親のせい」という思いの交錯があり、いじめ、体罰、親からの虐待などの背景要因があると考えられています。
ファミリー・サポート・センター事業	市町村が設立・運営する育児の相互援助活動を行う会員組織です。援助を受けたい人と援助を提供できる人がセンターに会員登録し、その間をセンターが調整し、援助を提供する会員の自宅で児童を預かります。
ファミリー・フレンドリー企業	仕事と育児・介護とが両立できるさまざまな制度を持ち、多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のこと。企業にとっては、労働者のモラルの向上、人材の確保、欠勤の減少等のメリットがあり、労働者にとっても、家族とのコミュニケーションの増大、仕事の満足度の向上、ストレスの減少等のメリットがあります。
保育士	保育所、乳児院、児童養護施設などの児童福祉施設において、児童の保育に従事する職員のこと。保育士の資格は、厚生労働大臣が指定する養成校・施設を卒業した人、もしくは都道府県が実施する保育士試験に合格した人に与えられます。
放課後児童健全育成事業	共働きなどで保護者が昼間不在になる家庭の児童を預かり、友だちと遊んだり、宿題をしたりして過ごす場所を提供し、健全育成を図ることをいいます。対象は主に小学校低学年児童ですが、必要がある場合高学年の児童も対象となります。
冒険遊び場	どのような遊びでも自由にできるように一切の禁止事項をなくした子どもの遊び場。自分の責任で自由に遊ぶという考えに基づき、子どもたちのさまざまな遊びへの欲求と好奇心を満たす場として、地域住民によって運営されています。プレイパークともいいます。

用語	解説
保健師	保健師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた人のことです。平成5年の保健婦助産婦看護婦(士)法一部改正により男子も国家試験を受験できるようになりました。就業場所は保健所、市町村保健センターが最も多く、他には医療機関、事業所などがあります。主な仕事は家庭訪問や健康相談室等を中心とする地域保健事業や地区の保健管理、医療機関における保健指導などです。なかでも家庭訪問は保健師の最も特色ある活動方式です。
保健所	地域の保健活動の中心を担う施設。管轄する地域住民の心と体の健康全般についての相談を受け付け、育児をめぐる相談についても応じます。医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、放射線技師、栄養士、統計技術者などがいます。児童の福祉に関する業務としては、保健についての正しい知識の普及、健康相談・健康診査・保健指導の実施、身体障害児の療育指導などを行っています。
保健センター	正式には「市町村保健センター」といい、健康診断や保健指導などの保健サービスを市町村の地域住民に対して行う施設です。都道府県(保健所)と市町村の役割分担を明確化するために生まれました。市町村の住民に対する疾病予防や健康増進に関与し、心と体の健康、治療に関する質問や相談に応じます。
母子健康手帳	妊娠中の母親の健康について、また生まれた子の赤ちゃん時代から小学校に入学するまでの健康の記録となるもので、市町村に妊娠届を提出するともらえます。自治体によっては医師の証明が必要となります。健診を受けるごとに、子宮の大きさ、血圧、赤ちゃんの心音などをチェックし、医師が手帳に書き込んでくれます。また、分娩の経過や生まれてすぐに計測された赤ちゃんの体重、身長、さらに担当した医師、助産婦の氏名などが記入されます。担当医が代わったときにも参考になる重要な手帳です。
母子保健事業	妊産婦や乳幼児に対して疾病の予防や障害の早期発見、早期治療を目的に、市町村が行う各種健康診査や保健指導、相談等の事業。

用語	解説
ま行	
民生委員・児童委員	<p>民生委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う無給の民間奉仕者です。民生委員法(昭和23年)により都道府県知事が推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。その活動は行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持ちます。</p> <p>児童委員は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行います。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねます。</p>
や行	
夜間保育事業	<p>昭和56年度から、既存の保育所における夜間保育が導入され、平成7年度からは夜間保育所が保育所の一類型として正式に位置づけられました。保育時間は概ね午前11時から午後10時までの11時間とされています。</p>
幼保一元化 (一体化)	<p>幼稚園(文部科学省の管轄)と保育所(厚生労働省の管轄)の行政的な位置づけを一元化しようとする議論。または現行法の下で、両者を連携的に運営すること。近年、両者の類似性に着目する立場から、一元化を検討する議論が起こっています。</p>
予防接種	<p>病気の予防のために、毒力を弱めた病原菌などを体内に入れて、その病気に対する抵抗力をつけさせることをいいます。予防接種法に基づく「勧奨接種」の対象となっている病気は、ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ、麻疹(はしか)、風疹、日本脳炎、結核です。希望者のみに接種する「任意接種」には、インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘、B型肝炎などがあります。</p>
ら行	
両親学級	<p>妊娠や分娩に関する基本的な知識や準備、赤ちゃんとの生活などについて、病院等で医師や助産婦が講義をする場(母親学級)を設けています。最近では、夫の立ち会い分娩を希望したり、育児をともにしようとする夫婦も増え、両親学級として2人で受講します。立ち会い分娩とはどういうものか、立ち会い分娩に介しての注意事項、また出産、育児における夫の役割などについての講義が行われます。</p>

4. 弟子屈町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条の規定に基づき、弟子屈町における次世代育成支援対策の推進に関し、広く町民の意見を反映させるため、弟子屈町次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 地域協議会は、弟子屈町次世代育成支援地域行動計画の策定、実施に関し、必要な調査、研究、検討、整理を行う。

(構成)

第3条 地域協議会の委員は、別表に掲げる関係機関・団体からの委員をもって構成し、町長が委嘱する。

2 地域協議会は、12名以内の委員をもって構成する。

3 委員の任期は、委嘱の日から、平成18年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 地域協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、地域協議会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 地域協議会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 地域協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 地域協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年7月1日から施行する

別 表

弟子屈町次世代育成支援対策地域協議会関係機関・団体名

区 分	関係機関・団体名	人数
社会福祉協議会	弟子屈町社会福祉協議会	2名
民生委員児童委員	弟子屈町民生委員児童委員協議会	2名
父 母 の 会	摩周丘幼稚園父母の会	1名
	町立保育園保護者の会	1名
	弟子屈町父母と先生の会連合会	1名
	子どもを療育中の保護者の会	1名
学 校	摩周丘幼稚園	1名
	弟子屈町校長会	1名
町 民 代 表	一般公募	2名
行 政	弟子屈町教育委員会	
	保 育 課	
	保健福祉課	

5. 弟子屈町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

区 分	関係機関・団体名	人数	氏 名
社会福祉協議会	弟子屈町社会福祉協議会	2名	坪井 長治(会長) 土屋 ひとみ(係長)
民生委員児童委員	弟子屈町民生委員児童委員協議会	2名	星川 均(児童母子福祉部長) 伊藤 芳恵(主任児童委員)
父 母 の 会	摩周丘幼稚園父母の会	1名	田口 誠(会長)
	町立保育園保護者の会	1名	宮崎 宏幸(代表)
	弟子屈町父母と先生の会連合会	1名	阿部 高秋(会長)
	子どもを療育中の保護者の会	1名	本庄 律子(代表)
学 校	摩周丘幼稚園	1名	鈴木 幸榮(園長)
	弟子屈町校長会	1名	梶 清(会長-弟子屈中学校長)
町 民 代 表	一般公募	2名	星野 佳世子 番場 なごみ
行 政	弟子屈町教育委員会		
	保 育 課		
	保健福祉課		